

令和8年2月19日招集

陸前高田市議会定例会提出議案

陸 前 高 田 市

陸前高田市議会定例会提出議案

番 号	件 名
議案第1号	令和7年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分について
議案第2号	陸前高田市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第3号	市道路線の認定について
議案第4号	陸前高田斎苑火葬炉等改修工事の変更請負契約締結について
議案第5号	市道狩集久連坪線歩道整備工事の変更請負契約締結について
議案第6号	令和7年度陸前高田市一般会計補正予算（第8号）
議案第7号	令和7年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第8号	令和7年度陸前高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第9号	陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号	陸前高田市小規模給水施設設置条例の一部を改正する条例
議案第11号	陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第12号	陸前高田市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第13号	文化財保護条例の一部を改正する条例

番 号	件 名
議案第14号	陸前高田市火災予防条例の一部を改正する条例
議案第15号	被災資料修理技術開発基金条例
議案第16号	令和8年度陸前高田市一般会計予算
議案第17号	令和8年度陸前高田市国民健康保険特別会計予算
議案第18号	令和8年度陸前高田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第19号	令和8年度陸前高田市介護保険特別会計予算
議案第20号	令和8年度陸前高田市水道事業会計予算
議案第21号	令和8年度陸前高田市下水道事業会計予算

議案第2号

陸前高田市過疎地域持続的発展計画の策定について

陸前高田市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

陸前高田市過疎地域持続的発展計画を策定しようとして提案するものである。

陸前高田市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～12年度)

岩手県陸前高田市

目 次

はじめに.....	1
基本的な事項	
(1) 陸前高田市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	14
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	14
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 事業計画	17
2 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	22
(3) 事業計画	24
(4) 産業振興促進事項	29
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
3 地域における情報化.....	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 事業計画	30
4 交通施設の整備、交通手段の確保	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	32
(3) 事業計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
5 生活環境の整備	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	37
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40

6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	41
	(1) 現況と問題点	41
	(2) その対策	42
	(3) 事業計画	44
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	46
7	医療の確保	48
	(1) 現況と問題点	48
	(2) その対策	48
	(3) 事業計画	49
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
8	教育の振興	50
	(1) 現況と問題点	50
	(2) その対策	51
	(3) 事業計画	52
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
9	集落の整備	55
	(1) 現況と問題点	55
	(2) その対策	55
	(3) 事業計画	55
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56
10	地域文化の振興等	57
	(1) 現況と問題点	57
	(2) その対策	57
	(3) 事業計画	58
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	58
11	再生可能エネルギーの利用の促進	59
	(1) 現況と問題点	59
	(2) その対策	59
	(3) 事業計画	59
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	60
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	61
	(1) 現況と問題点	61
	(2) その対策	61
	(3) 事業計画	62
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	63

はじめに

人口の著しい減少に伴い地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備が他の地域に比較して低位にある、いわゆる「過疎地域」に位置付けられる本市であるが、人口の減少及び少子高齢化の進展等により過疎化が進む状況に対し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充等、地域の持続的発展のための総合的かつ計画的な対策を推進するため、「陸前高田市過疎地域持続的発展計画」を策定する。

「陸前高田市過疎地域持続的発展計画」は、市の上位計画である「陸前高田市まちづくり総合計画（以下「まちづくり総合計画」という。）」及び「陸前高田市人口ビジョン及び総合戦略（以下「総合戦略」という。）」に基づき、市の持続的発展に向けた基本的な方向性を示す方針とする。

基本的な事項

(1) 陸前高田市の概況

ア 概要

(7) 自然的条件

本市は、岩手県の東南端、三陸海岸の南の玄関口として、大船渡市、住田町、一関市及び宮城県気仙沼市に接し、宮城県との県際に位置している。

また、北上山地の南端部に位置し、氷上山などをはじめとする山地、豊かな緑や水を育む気仙川が注ぐ広田湾、なだらかな斜面や低地が広がっている。

市の総面積は 231.94 km²で、市域は東西約 23km、南北約 21km に及び、その約 8 割を森林が占めている。

気候は、三陸海岸に位置しているため、海洋の影響と地理的条件から四季を通じて比較的温暖である。

(4) 歴史的条件

本市の歴史は古く、史跡中沢浜貝塚に代表されるように縄文時代から優れた漁ろう文化を形成し、水産日本のルーツと呼ばれている。都市としての成り立ちは、平安時代初期とみられ、金と塩、海産物が経済の根幹を成していた。特に金は、奥州藤原氏の黄金時代の繁栄に大きな役割を果たした。

鎌倉から室町時代末期には、葛西氏が統治し、仙台藩の直轄領となる藩政時代には、気仙郡今泉村に大肝入会所や代官所が設置され、気仙地方の政治経済の中心として栄えた。

明治以降では、明治 22 年の町村制実施により、1 町 8 ヲ村となり、その後、昭和 30 年の町村合併促進法の施行に基づき、高田、気仙、広田の 3 町と小友、米崎、矢作、竹駒、横田の 5 村が合併して現在の陸前高田市を形成している。

(9) 社会的経済的条件

本市の幹線交通網は、道路としては、本市を南北に縦断する国道 45 号及び県内陸部と本市を結ぶ国道 340 号、343 号を幹線に、県道や市道が連結し道路網を形成している。

国道 343 号については、東日本大震災後、内陸部と沿岸部を結ぶ「復興支援道路」に位置付けられており、今後の起こりうる災害への備えとして、難所である笹ノ田峠を安全に通過

するため、トンネルで結ぶことが必要不可欠であることから、一日も早い事業化が望まれるところである。

また、三陸沿岸道路については、令和3年の「普代～久慈」間の開通により全線開通となり、岩手県の縦軸、横軸を構成する新たな高規格道路ネットワークが構築されている。

鉄道は、東日本大震災を起因とした大津波の影響により、一関市及び大船渡市に向かう JR 大船渡線において、路線及び駅舎が流出したが、現在は復旧した陸前高田駅舎を公共交通の結節点とし、BRT（バス高速輸送システム）による運行を行っている。

中心市街地については、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、多くの商業施設や民家等が失われたが、元の中心市街地を嵩上げし、新たな中心市街地の創造を進めてきた。今後はより一層の賑わいのため、まちなかエリアへの商店や事業所の更なる立地を進める必要がある。

イ 過疎の状況

(7) 人口等の動向

令和2年の国勢調査によると、本市の人口は18,262人で、平成22年の調査より21.6%減少している。これは、東日本大震災により多くの犠牲者が生じたことによるものである。

市全体として、過去の人口の推移をみると、昭和30年代をピークに減少し続けており、昭和35年から令和2年までの60年間で約13,500人の減少となっている。

(4) これまでの対策

東日本大震災により被災した市街地をはじめとする沿岸各地域については、国の復興交付金等を活用し、道路、橋梁、防潮堤等のインフラ整備をはじめ、教育・文化施設、情報通信、産業基盤及び生活環境など様々な整備を行ってきた。また、辺地地域及び山村地域についても、地域の振興を図るため、国、県の補助事業の導入や辺地対策事業債等の財政措置を活用しながら、各種事業に取り組んできた。

加えて、過疎地域の対策として、新たな観光基盤の創造による交流人口の拡大や、水産業や商工業等の基盤整備による雇用の安定・拡大を図るとともに、市道整備や公共交通確保のための支援、スポーツ・文化活動の支援といった、各分野における魅力的なまちづくりを年次的に実施してきた。

(5) 現在の課題

東日本大震災から15年が経過し、これまでの復旧・復興事業、辺地地域及び山村地域の対策事業の結果、産業基盤の整備をはじめ、交通・通信・教育文化・医療施設の整備については、概ね完了した一方、心のケア等のソフト事業のほか、国際的な経済情勢や戦争に起因する物価高騰等、世界情勢による影響を大きく受け、様々な課題に直面しているところである。

また、この震災により人口減少が急速に進展したことから、地域経済を支える農林水産業や商工業、観光業の担い手不足や高齢化による生産性の低下につながるるとともに、人口の高

齢化は、国・県を上回る速度で進展しており、高齢化率は40%を超え、高齢者の独居世帯や高齢者のみ世帯も増加している状況となっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響等により個人の価値観や生活様式が多様化し、地方移住への関心も高まっていることから、市民、地域、企業、行政が一体となって、人口減少と少子高齢化の対策を講じながら、若者の定住や新たな移住を呼び込むことのできる地域づくりを進め、基幹産業である農林水産業や商工業の担い手として、人材を確保することが求められている。

加えて、温室効果ガスの排出量削減、「脱炭素」に向けた再生可能エネルギーへの転換を図るため、太陽光、木質バイオマス等の再生可能エネルギーを活用した設備の普及・拡大を図るための方策の確立が求められている。

ロ 今後の見通し

本市の人口は、全国的な潮流である少子高齢化の傾向からみると、今後も減少が続くと見込まれる。よって若者が減少し、高齢者の占める割合が高くなることにより、生活に必要な小売、飲食、医療、福祉、介護、公共交通、地域コミュニティの維持活性化等、市民の安全な暮らしに影響を与え、地域社会の活力低下を招くと推測されることから、医療、福祉、介護の連携による施策の充実を図るとともに、地域内の経済循環の促進や、地場製品の加工・販売、地元産材の活用、農山漁村体験など、各産業の六次産業化を推進し、農林水産業や、商工業、観光業など各産業間の連携による産業の活性化に取り組みながら、若者の定住や新たな移住に繋げていくことが必要である。

また、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指すSDGs（持続可能な発展目標）達成に向け、事業構想や計画策定、市民への普及啓発イベント等を実施することにより、周知や理解の促進を図るとともに、森林資源、再生可能エネルギー等の地域資源を地域内で循環させるための循環型地域づくりを総合的かつ一体的に推進することにより、コミュニティの活性化及び循環型社会の実現を目指す。

さらに、様々な施設の活用やイベント等の企画、準備、情報発信を進め、一人ひとりの生き方が多様化する社会の中で、個性や創造性を発揮できる環境をつくることで、市外からの来訪者の増加による賑わいの創出と交流人口や関係人口の創出・関係深化・裾野拡大に向けた取組を進める。

ウ 社会経済的発展の方向

本市は、養殖漁業を中心とした水産業を基幹産業として発展を遂げてきたが、就業人口の割合を見ると、令和2年国勢調査で第三次産業就業人口比率が59.4%とサービス産業分野が5割以上を占めており、今後も第三次産業は比率が増加する傾向にあり、地域経済のサービス産業化は引き続き拡大していく。

水産業については、地球温暖化等に伴う海洋環境の変化や担い手不足、資源の減少、震災の影響による水揚量の減少などにより厳しい状況に置かれている。

農業については、稲作、野菜、果樹等の栽培が行われているが、高齢化等の理由により離農する農家が多く、農業の担い手が減少している。

林業については、施業の集約化、道路網の整備、機械化の促進等の取組を進めるとともに、保育及び間伐の適期実施、皆伐後の再造林等の適切な森林整備を進める必要がある。

商業については、震災前と比較すると、商店数、従業者数、年間販売額及び売場面積はともに減少している。

表 1-1(1) 商店数、従業員数、年間販売額及び売上面積の推移

年度	商店数 (店)	従業員数 (人)	商品年間販売数 (万円)	売り場面積 (m ²)
平成 19 年	384	1,526	2,775,091	34,172
平成 24 年	86	409	8,652	5,219
平成 28 年	167	981	33,712	14,395
令和 3 年	163	1,007	21,332	23,428

資料：経済センサス

観光については、三陸沿岸道路の全線開通により、観光入込客数が高田松原津波復興祈念公園を中心に増加してきているものの、通過型観光により滞在時間が短く、地域への経済効果が低い状況となっている。

表 1-1(2) 観光入込客数の推移

年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
入込客数 (千人)	946	24	169	～	1,121	1,343	1,333

こうした本市の産業構造の変化、経済的な立地特性を踏まえ、ものづくりの基盤や地場産業、それを支える歴史や人材、流通基盤など、本市が持つ資源と力を最大限活用しながら産業全般を連携させた総合的な産業振興対策及び人材育成に取り組み、活力ある産業の展開と環境が調和した豊かなまちづくりを進める必要がある。

また、高田松原津波復興祈念公園、津波伝承館、震災遺構などの東日本大震災関連施設の積極的な活用により、震災の記憶と教訓の伝承に努めるほか、市立博物館、旧吉田家住宅主屋、道の駅「高田松原」、オーガニックランド、発酵パーク「カモシー」等の回遊を目的とし、魅力向上と活性化に向けたまちづくりを推進する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

国勢調査による本市の人口は、表 1-2(1)に示すとおり、昭和 35 年の 31,839 人から減少の一途をたどり、令和 2 年には 18,262 人 (42.6%減) となっている。年齢階層別の人口を見ると、昭和 35 年の年少人口 (0～14 歳) は 10,856 人 (構成比率 34.1%) と市民の 3 人に 1 人が子どもであったが、令和 2 年には 1,637 人 (同 9.4%) と大幅に減少している。

一方、昭和 35 年に 2,329 人 (同 7.3%) であった高齢者人口 (65 歳以上) は、令和 2 年には 7,356 人 (同 40.3%) と大幅に増加し、半数近くが高齢者となっている。

生産年齢人口 (15～64 歳) についても、年少人口と同様に減少し続けており、今後も核家族化と少子高齢化が続くものと予想される。

総合戦略の将来人口推計では、現在のすう勢のまま推移した場合、令和 52 年には人口が約

5,400人（令和2年の29%）にまで減少し、高齢化率が58%を超えることが見込まれる。

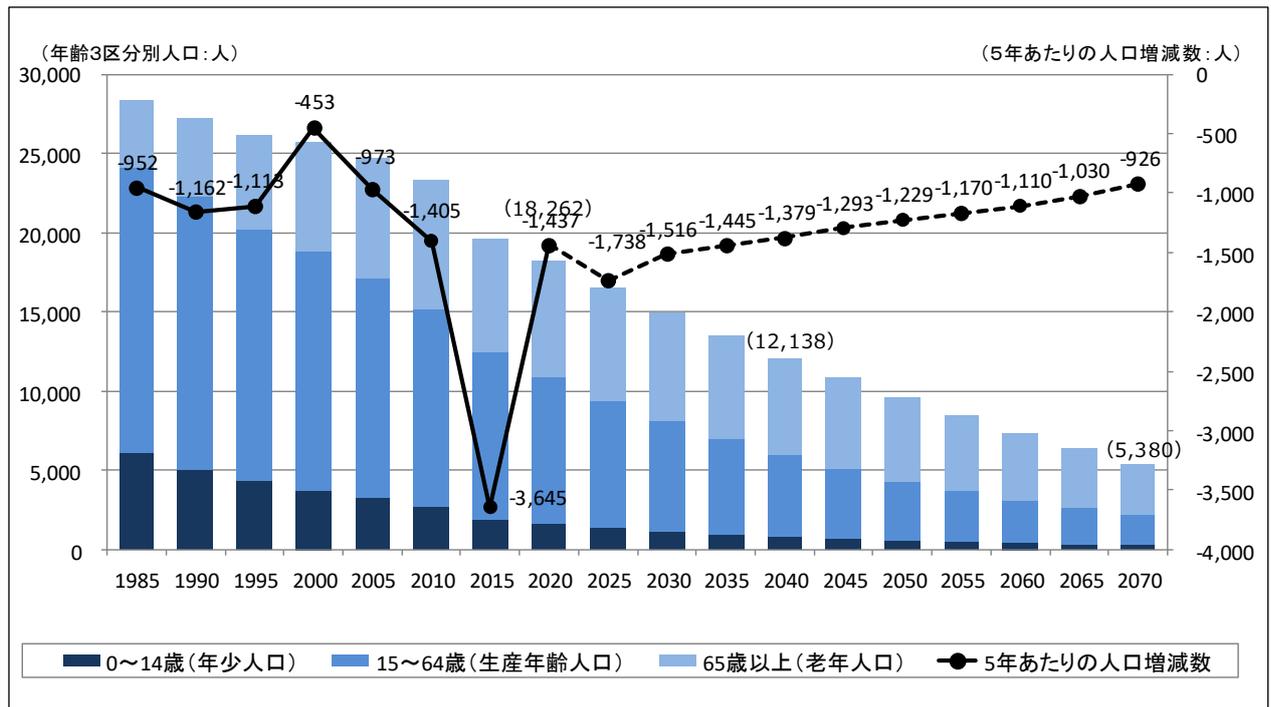
表1-2(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 31,839	人 31,040	% △2.5	人 30,308	% △2.4	人 29,439	% △2.9	人 29,356	% △0.3	
0歳～14歳	10,856	9,314	△14.2	8,077	△13.2	7,350	△9.0	6,813	△7.3	
15歳～64歳	18,564	19,175	3.3	19,349	0.9	18,881	△2.4	18,831	△0.3	
うち15歳～29歳(a)	7,412	6,998	△5.6	6,612	△5.5	5,639	△14.7	5,154	△8.6	
65歳以上(b)	2,329	2,551	9.5	2,882	13.0	3,208	11.3	3,712	15.7	
(a)/総数 若年者比率	% 23.3	% 22.5	—	% 21.8	—	% 19.2	—	% 17.6	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 7.3	% 8.2	—	% 9.5	—	% 10.9	—	% 12.6	—	

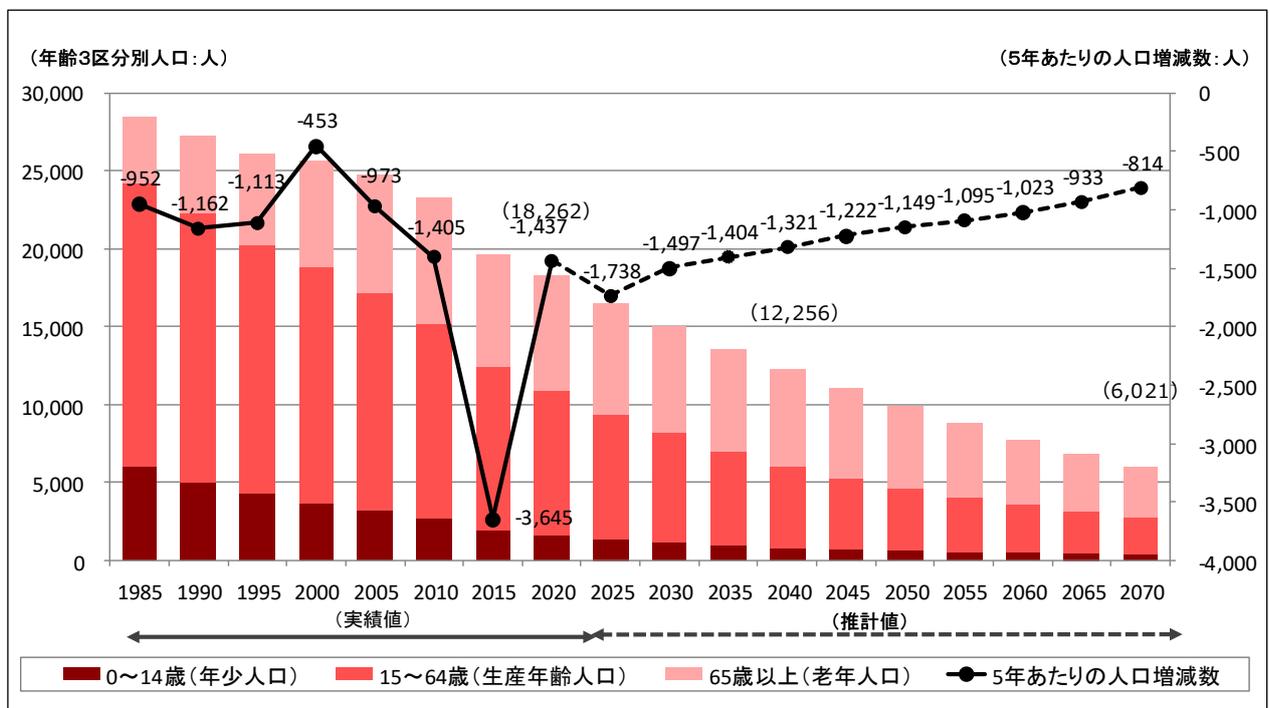
区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 28,404	% △3.2	人 27,242	% △4.1	人 26,129	% △4.1	人 25,676	% △1.7
0歳～14歳	6,070	△10.9	5,025	△17.2	4,346	△13.5	3,672	△15.5
15歳～64歳	18,085	△4.0	17,260	△4.6	15,918	△7.8	15,163	△4.7
うち15歳～29歳(a)	4,521	△12.3	4,122	△8.8	3,708	△10.0	3,459	△6.7
65歳以上 (b)	4,249	14.5	4,957	16.7	5,865	18.3	6,841	16.6
(a)/総数 若年者比率	% 15.9	—	% 15.1	—	% 14.2	—	% 13.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 15.0	—	% 18.2	—	% 22.4	—	% 26.6	—

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 24,709	% △3.8	人 23,300	% △5.7	人 19,758	% △15.2	人 18,262	% △7.6
0歳～14歳	3,256	△11.3	2,732	△16.1	1,951	△28.6	1,637	△16.1
15歳～64歳	13,919	△8.2	12,441	△10.6	10,472	△15.8	9,223	△11.9
うち15歳～29歳(a)	2,870	△17.0	2,315	△19.3	1,951	△15.7	1,713	△12.2
65歳以上 (b)	7,528	10.0	8,125	7.9	7,230	△11.0	7,356	1.7
(a)/総数 若年者比率	% 11.6	—	% 9.9	—	% 9.9	—	% 9.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 30.5	—	% 34.9	—	% 36.6	—	% 40.3	—

図1 人口の見通し



将来人口の推移(現状のすう勢)



将来人口の推計(陸前高田市総合戦略の推移)

資料: 陸前高田市総合戦略

イ 産業

産業就業人口の動向は表 1-2(2)に示すとおり、昭和 35 年の産業別人口を見ると、第一次産業の就業人口比率が最も高く、農林業と水産業のまちであったことがわかる。

しかしその後、第一次産業が比率を減らし、その分第二次産業及び第三次産業が比率を増やしたことにより、昭和 55 年には第一次産業と第三次産業の比率が逆転し、第三次産業の比率が最も高くなった。また、平成 2 年には第一次産業と第二次産業の比率が逆転している。こうした傾向はその後も続き、昭和 35 年に 2 割程度であった第三次産業の比率は、平成 17 年には 5 割を超えるまでに増加している。

本市の産業構造が、第一次から第二次・第三次へ移行していることを示している。

表 1-2(2)産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人 15,670	人 14,764	% △5.7	人 15,590	% 5.6	人 14,606	% △6.3
第一次産業 就業人口比率		61.6% (9,658)	52.5% (7,751)	—	48.6% (7,578)	—	42.0% (6,140)	—
第二次産業 就業人口比率		15.8% (2,478)	21.0% (3,097)	—	21.3% (3,314)	—	25.5% (3,720)	—
第三次産業 就業人口比率		22.6% (3,534)	26.5% (3,916)	—	30.1% (4,698)	—	32.5% (4,746)	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,278	% △2.2	人 14,046	% △1.6	人 13,696	% △2.5	人 12,989	% △5.2
第一次産業 就業人口比率	33.4% (4,771)	—	33.3% (4,677)	—	25.0% (3,428)	—	21.3% (2,763)	—
第二次産業 就業人口比率	30.7% (4,386)	—	30.0% (4,210)	—	35.0% (4,789)	—	35.1% (4,556)	—
第三次産業 就業人口比率	35.9% (5,121)	—	36.7% (5,159)	—	40.0% (5,479)	—	43.6% (5,670)	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,650	% △2.6	人 11,616	% △8.2	人 10,633	% △8.5	人 9,697	% △8.8
第一次産業 就業人口比率	17.3% (2,191)	—	16.4% (1,900)	—	15.1% (1,602)	—	11.3% (1,097)	—
第二次産業 就業人口比率	36.0% (4,550)	—	31.7% (3,681)	—	28.3% (3,013)	—	34.1% (3,306)	—
第三次産業 就業人口比率	46.7% (5,909)	—	51.9% (6,035)	—	56.6% (6,018)	—	54.6% (5,294)	—

区 分	令和 2 年	
	実数	増減率
総 数	人 9,036	% △6.8
第一次産業 就業人口比率	11.1% (1,003)	—
第二次産業 就業人口比率	29.5% (2,662)	—
第三次産業 就業人口比率	59.4% (5,371)	—

※分類不能は第三次産業に含む

(3) 行財政の状況

ア 行政

本市は、人口減少や少子高齢化、地方分権、地方創生、価値観や生活様式の多様化など、社会経済情勢の大きな変化の中で、効率的で効果的な行政運営を行いながら、地域に活力があふれ、子ども、高齢者や障がい者など誰もが安心して元気に暮らせる持続可能な地域の実現を行政の使命と考え、まちづくりに取り組んでいる。

また、将来にわたって市民が安心して希望をもって暮らせるように市政運営を行っていくためには、「住民主体の行政運営」と「財政の健全化」を進め、職員一人ひとりが高い意識とスピード感を持って行政改革に柔軟に対応しながら、優先すべき事務事業への重点化を進めていく必要がある。

イ 財政

本市の平成 22 年度と令和 6 年度の財政状況は表 1-3(1)のとおりである。東日本大震災以後は、復興関連事業により投資的経費が膨らんだことが要因となり予算規模が大きくなっていったが、近年は同事業の終息により減少傾向で推移し、一般会計歳出総額は、震災前の平成 22 年度が 116.3 億円であったのに対し、令和 6 年度には 169.7 億円となっている。

同様に、歳入においても、国庫支出金や復旧・復興関連事業の財源となる震災復興特別交付税などの割合が減少してきている。

財政状況を示す指数を震災の前後で比較すると、財政力指数は平成 22 年度が 0.27 に対し令和 6 年度が 0.32、経常収支比率は平成 22 年度が 80.5%に対し令和 6 年度が 92.1%と高い状況となっている。

令和 6 年度の実質公債費比率は 11.6%であり、改善傾向ではあるものの、今後においても、復旧した公共施設の維持管理費や、物価高騰等の突発的な財政需要にも備えながら、持続的で健全な財政運営に努めなければならない。

表 1-3(1)財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
歳入総額 A	12,088,937	131,539,942	66,260,234	83,530,586	17,463,668
一般財源	7,189,348	12,601,874	16,073,270	19,425,544	7,902,578
国庫支出金	1,531,580	70,404,635	16,065,595	28,969,931	2,378,852
都道府県支出金	804,598	5,548,760	1,847,288	1,423,911	1,352,996
地方債	1,383,100	923,153	992,572	1,563,679	1,155,276
うち過疎債	0	0	0	924,500	363,400
歳出総額 B	11,638,511	125,538,421	64,396,657	80,085,510	16,977,650
義務的経費	5,625,217	5,214,768	5,368,531	5,100,302	5,267,362
投資的経費	2,537,563	42,608,934	38,785,412	49,145,541	2,059,238
うち普通建設事業	2,476,443	38,749,181	32,385,515	36,124,555	1,865,586
その他	3,475,731	77,714,719	20,242,714	25,839,667	9,651,050
過疎対策事業費	0	0	0	1,739,316	720,981
歳入歳出差引額 C(A-B)	450,426	6,001,521	1,863,577	3,445,076	486,018
翌年度へ繰越しすべき財源 D	112,341	2,600,484	1,440,500	1,610,737	153,354
実質収支 C-D	338,085	3,401,037	423,077	1,834,339	332,664
財政力指数	0.27	0.23	0.26	0.33	0.32
公債費負担比率	19.2	6.6	6.0	5.1	12.4
実質公債費比率	18.2	17.3	14.1	15.0	11.6
起債制限比率	12.3	9.2			-
経常収支比率	80.5	85.8	86.8	94.3	92.1
将来負担比率	150.6	11.4			-
地方債現在高	14,487,456	12,383,703	12,337,501	11,961,759	11,980,917

ウ 施設整備

本市の主要公共施設等の整備状況は、表 1-3(2)のとおりであり、これまで国県の補助事業を導入しながら、整備を進めてきたところである。

市道等の整備については、市民が安全に安心して快適に通行できる環境づくりを図るため、既存市道の改良、舗装新設及び側溝や舗装の修繕が必要とされている。

上水道については、安全で安心な水道水の安定的供給を図るため、施設の更新や適切な管理運営に努めるとともに、下水道は、持続的・安定的にサービスを提供するため、健全な経営と施設の効率的な更新・管理が必要となる。

公共施設については、維持管理費が将来にわたって過度な財政負担にならないよう計画的に整備を推進していく必要がある。

表 1-3(2)主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末	平成 27 年度末	令和元 年度末	令和 6 年度末
市道 改良率 (%)	15.2	38.2	45.1	44.2	44.8	45.7	49.9	54.5
舗装率 (%)	11.2	29.9	39.4	48.4	49.6	50.6	54.5	58.1
農道 延長 (m)	16,425	2,516	16,285	16,948	14,556	14,556	14,134	13,022
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	20.2	33.9	30.8	—	—	—	—	—
林道 延長 (m)	42,106	74,344		107,066	115,523	115,828	120,453	123,229
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.5	5.5	6.9	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	45.6	88.2	96.3	※98.2	79.4	94.0	96.8	97.7
水洗化率 (%)	0	5.7	24.6	49.2	57.9	67.8	83.1	84.9
人口千人当たりの病院、 診療所の病床数 (床)	9.469	9.066	8.763	8.667	8.558	8.908	11,830	13,063

資料：陸前高田市道路現況台帳、陸前高田市農道台帳、陸前高田市林道台帳、水道統計、公共施設状況調査（岩手県）

※平成 22 年度末の水道普及率については、東日本大震災のため、データが無いことから、平成 21 年度末のデータを使用

(4) 地域の持続的発展の基本方針

地域の持続的発展には、目指すべきまちの将来像を明らかにするとともに、その実現に向け、本市に関わる全ての人々が役割を分かち合い、ともに取り組むことが必要であるため、「まちづくり総合計画」における基本的な考えに基づく取組によりまちづくりを推進する。

ア 目指すべき将来像

子どもから高齢者まで、全ての人々が安心して住みやすいまちで暮らすためには、まち全体がユニバーサルデザインに配慮した「全ての人にやさしいまち」であるとともに、心のバリアフリーを推進し、障がいのある人とない人などが互いに理解し合い、思いやりの心を持って、ともに支え合って生きる「共生のまち」、市民同士の交流のほか、国内外から多くの人々が訪れ、市民との交流が活発に行われる「交流のまち」、人口減少が進行するなか、次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、活力と活気に溢れる「持続可能なまち」を実現することが必要である。

市民と行政の共通理解に基づき、市民の参画と協働によるまちづくりによって、陸前高田市に暮らす全ての人々が、それぞれの意思と行動で主体的にまちづくりに関わり、これまで先人たちが築き育ててきた歴史や文化に誇りを持ち、次世代を担う子どもたちにつなげられるようなまちを目指し、「夢と希望と愛に満ち 次世代につなげる 共生と交流のまち 陸前高田」を将来像と定める。

イ 基本理念

(7) 創造的な復興（より良い復興）と防災・減災による安全・安心なまちづくり

東日本大震災前より良い状態となるよう、未来に向けた新たなまちづくりを目指すとともに、市内一帯が防災・減災・災害対応を学ぶ先進地となり、交流人口の拡大や地域防災力の向上につなげることで、魅力を高めるまちづくりに取り組む。

(4) ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり

国籍や文化、宗教、政治的信条などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、個性を持つ一個人として尊重され、年を重ねて身体機能や認知機能が低下しても、障がいがある状態になったとしても、安心して自分らしい生き方を実現できる社会や、男女がともに協力し合い安心して妊娠・出産・子育てができる社会、困っている人がいたら助けることが当たり前の社会の実現に向けて、世界に誇れる美しい共生社会のまちへ成長できるよう取り組む。

(9) 次世代につなげる持続可能なまちづくり

東日本大震災により急速に進行している人口減少や、全国的な潮流である少子高齢化の傾向が一層進むことが予想される中、健全な財政運営を土台としながら、本市の基幹産業である農林水産業・商工業などの振興や、地域特性・地域資源を最大限に活用した新たな産業の創出を推し進めるとともに、まちづくりの担い手となる人材を育成し、市民と行政が互いの特性や長所を活かして協働・連携することにより、子どもから高齢者まで誰もが活力と活気に溢れ、次世代を担う子どもたちが誇れる持続可能なまちづくりに取り組む。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

「まちづくり総合計画」及び「総合戦略」に基づく、将来に向けた取組を基本目標とし、実現を目指す。

ア 人口減少率の抑制

以下の4つの観点で将来に向けた取組を行うことで、人口減少率の抑制を目指す。

- ・ 地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成を促進する
- ・ 雇用の場づくりに取り組み、進学などで転出した若者の帰郷を促進する
- ・ 安心して出産・子育てできる環境を整えることで、出生率の向上を図る
- ・ 市内外の交流を促進し、陸前高田に関係を持つ「関係人口」を増やす

イ 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

東日本大震災からの復旧・復興事業によるハード整備は完了したが、引き続き、多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、心の復興などソフト事業を推進し、協働の精神を活かした誰もが安心して暮らすまちづくりを進める。

- ・ 多重防災型の災害に強い安全なまちづくりの推進
- ・ 快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりの推進
- ・ 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興の推進
- ・ 産業基盤の早期復興と新規企業立地の推進
- ・ 地球環境にやさしいエネルギーを活用したまちづくりの推進
- ・ 地域の特性やコミュニティ活動を活かした協働によるまちづくりの推進

ウ 快適に気持ちよく暮らすまちづくり

住みやすい住環境の整備や、利便性の高い道路・公共交通網を整備するとともに、芸術文化活動や多様な学習活動ができるまちづくりを進める。

- ・ 生活道路・交通環境の整備
- ・ 水道水の安全供給と適切な下水処理の推進
- ・ 住環境整備の促進
- ・ 地域の伝統や文化を大切にする
- ・ 生涯学習の推進

エ 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

全ての災害に備え、地域防災力を高めるとともに、自然環境の保全に配慮しながら生活環境が整備されるまちづくりを進める。

- ・ 防災意識を高め、防災・減災体制を整える
- ・ 消防・救急体制の充実を図る
- ・ 交通安全の推進
- ・ 防犯体制の強化と安心なまちづくりの推進
- ・ 自然環境の保全に努める
- ・ ごみの減量と資源の活用を図る

オ 子どもたちを健やかに育むまちづくり

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもが学校や地域に見守られながら豊かな心が育まれるまちづくりを進める。

- ・ 安心して子どもを産み育てられる環境を整える
- ・ 一人ひとりを大切にされた学校教育の推進
- ・ 知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりの推進
- ・ 家庭や地域の教育力を高める
- ・ 安全・安心な学校教育環境を整える

カ ともに支え、健康に暮らすまちづくり

誰もが互いに理解し合い、支え合いを大切にし、市民一人ひとりが健康に暮らすことができるまちづくりを進める。

- ・ 共生のまちづくりの推進
- ・ 市民の健康づくりの推進
- ・ 安心できる医療・介護・福祉体制を整える

キ 市民と築く交流と連携の住みよいまちづくり

都市間交流のほか、市民相互による地域間交流を促進するとともに、様々な団体との共通認識のもと、市民との協働により地域課題の解決に向けたまちづくりを進める。

- ・ 仕事と生活の調和を図り、男女共同参画の推進
- ・ 協働によるまちづくりの推進
- ・ 住民活動の支援
- ・ 地域間の交流の促進

ク 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり

地域の特性を活かした活発な産業経済活動による雇用の拡大と多様な地域資源を活用し、活気に満ちた魅力あふれるまちづくりを進める。

- ・ 農業の振興を図る
- ・ 林業の振興を図る
- ・ 水産業の振興を図る
- ・ 商工業の振興を図る
- ・ 地産地消とブランド化の推進
- ・ 地域資源を活かした観光振興の推進
- ・ 魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える

ケ 市民にわかりやすく健全な行財政運営

わかりやすい行政情報の発信と表現に努め、広く市民の意見を伺いながら効果的かつ効率的な行政運営を推進し、行政サービスの市民満足度を高め、健全で持続可能な財政運営に努める。

- ・ 健全な財政運営の推進
- ・ 広聴広報活動の充実を図る
- ・ 利便性の高い行政サービスの提供

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

この計画は「まちづくり総合計画」及び「総合戦略」に沿って取組を進めることから、計画の達成状況は「まちづくり総合計画」において設定している成果指標項目の状況や進捗評価、「総合戦略」の目標指標の達成率等に基づき、年度ごとに評価するとともに、PDCA サイクルにより、取組の改善を図る。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、厳しい財政状況が続く中、公共施設等の維持管理などの現状や課題に関する基本認識を踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置及び維持管理を推進する。

ア 点検・診断等の実施方針

- ・ 日常点検・定期点検、法定点検を引き続き適切に行う。
- ・ 劣化・管理状況を把握し、予防保全の観点から、施設更新における優先度の検討を行う。
- ・ 施設の点検・診断の内容、改修・修繕履歴等の情報をデータベース化し、活用する。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設の整備や運営にあたっては、PPP や PFI の活用の検討を行う。
- ・ 長期的な維持管理を行うため、使用料や受益者負担金等について検討を行う。
- ・ 施設の劣化状況や利用状況に応じて、計画的に改修・更新を行う。

※PPP...「Public Private Partnership」の略。行政と民間事業者とがパートナーとして事業に取り組むこと。

※PFI...「Private Finance Initiative」の略。公共施設の建設、維持管理、運営等を民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

ウ 安全確保の実施方針

- ・ 点検等により、緊急度の高い施設等については、早急な対応の検討を行う。
- ・ 点検等により、安全上危険度の高い施設については、早期に利用停止などの検討を行う。
- ・ 今後の利用が見込めない施設については、早期の除却の検討を行う。

エ 耐震化の実施方針

- ・ 耐震化が完了していない施設については、耐震化等の検討を行う。
- ・ 耐震化と長寿命化を同時に実施することにより、コスト縮減を図るなど、効率的な管理の検討を行う。

オ 長寿命化の実施方針

- ・ 「個別施設計画」に基づき、長寿命化への取組を推進する。
- ・ 計画的な改修等を行い、施設の長寿命化を図る。

カ 統合や廃止の推進方針

- ・ 公共施設等の統廃合に当たっては、市民のニーズに配慮した検討を行う。

- ・ 用途廃止を行った施設については、利活用の検討を行う。

キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 公会計管理システムなどにより、庁内における施設情報の共有を図る。
- ・ 公共施設等の適正な管理が行えるよう、職員研修を行う。

以上7つの方針に基づき、「過疎地域持続的発展計画」との整合を図りながら、施設のあり方について、検討を行うこととする。

公共施設等の整備に当たっては、目的や機能を明確にし、施設の集約化に努め、整備予定施設の規模は、適正な規模に努めるとともに、維持管理費の低減を図り、管理業務の効率化に取り組んでいく方針としている。

なお、施設の維持管理については、長期的な取組が必要であるため、計画の推進に当たり、PDCAサイクルに基づき、適宜、計画の見直しを行うなど実行可能な計画とする。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市は、東日本大震災により総人口が大きく減少するとともに、震災から15年が経過し、ハード面の復興事業は完了したものの、雇用確保などのソフト面においては、未だ復興の途中であるため、新たな移住を十分に受け入れられない状況にある。人口の推移については、少子高齢化に拍車がかかるなど、これまでの減少傾向が継続している状況となっており、今後においてもこの傾向が続くものと考えられる。

本市における人口減少と少子高齢化の問題に対処すべく、首都圏など都市部からの移住者の受入れによる地域活性化を図るため、移住希望者のニーズに合わせた情報提供から移住後のフォローまで切れ目のない支援を行うことによって、本市への定住や新たな移住を呼び込むことができる地域づくりを進めるとともに、雇用の場や生活環境の整備、情報発信などに引き続き取り組んでいくことが必要である。

イ 地域間交流

東日本大震災を契機として、愛知県名古屋市や佐賀県武雄市、米国クレセントシティ市との友好交流に関する協定や、シンガポールとの2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンに関する覚書を締結し、産業・教育・行政など様々な分野で交流が行われている。また、継続的な支援をいただいている在京陸前高田人会や個別自治体、各種団体との様々な交流イベントの開催支援を行っている。

人口減少が続く中、地域の活力を維持していくためには、交流人口・関係人口を拡大していくとともに、市外からの移住、定住を促進していく必要があるため、各交流都市との関わりを大切に、お互いの良さの共有や、それぞれが不足している分野の補完など、効果的な交流・連携を進める必要がある。

ウ 人材育成

持続性を高め活力ある地域社会を形成していくためには、目的別の団体との協働・連携を図り、長期的な視点をもって活動に取り組むことができる担い手を育成し、市民と行政が共通認識のもと、互いに地域課題を的確に把握し、対等な立場で主体性と責任を持ち自主的な取組による地域づくり活動を推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 移住定住

市内にある空き家の情報を集約・データベース化した「空き家バンク」と、移住専門のポータルサイトを運営し、住まい、仕事、暮らしなどの移住情報を全国に広く周知していくとともに、移住相談者を対象としたワンストップ窓口の設置・運営やお試し居住体験、移住ツアーなどの企画やイベント参加などを実施しながら、継続的に移住の受入れに取り組む。

また、市内での住宅取得又は空き家の改修に係る経費の一部を支援し、移住者や若者の定住促進を図るとともに、移住者の受入れ後も、生活相談の受付や、地元コミュニティ、地域交流

事業などを行い、定住まで切れ目のない支援に取り組む。また、地域おこし協力隊制度の活用により、地域外の人材を積極的に招へいし、地域と協働で地域活性化に取り組みながら、持続可能なまちづくりを進める。併せて、移住支援金、地方移住学生支援補助金など各種支援制度を活用しながら、U・Iターンを促進していく。

イ 地域間交流

都市間交流や市民同士の交流の促進や、在京陸前高田人会が主催する「ふるさとのつどい」の開催支援を継続するとともに、本市出身者との相互交流を図る。

また、広域的なイベントが開催される際などにおける近隣市町村との連携促進を図りながら、U・Iターンを促進する。

ウ 人材育成

市民・各種地域団体・まちづくり団体を対象とした研修会等を開催するとともに、地域との継続的な関係を持つ人や団体等との交流などを通じて新しい担い手の育成を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住促進事業 ・ 移住希望者のニーズに合わせた情報提供から移住後のフォローまで切れ目のない支援を行うことで、本市への移住及び定住を促進させ、持続可能な地域づくりを進める。	陸前高田市	
		地域おこし協力隊活動支援事業 ・ 地域おこし協力隊のインターン体験、募集、採用から活動中のフォローアップ、出口戦略を見据えた地域との連携等を実施し、より活動しやすい環境を整えることで隊員の定住を促進させる。	陸前高田市	
		移住・若者定住促進住宅支援事業 ・ 定住を目的に本市に転入する人や若者に対し、住宅を新たに建築又は改修する際の費	陸前高田市	

		用の一部を支援することで、市内への定住を促進し、市内人口増加への一助とする。		
地域間交流		陸前高田 PR、交流人口・関係人口創出事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏等を会場に、本市の PR、情報発信を行うことで、交流人口及び関係人口の創出に資する。 	陸前高田市	
		高田フロンターレスマイルシップ交流事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 友好協定に基づき、イベントでの特産品販売、応援ツアーやサッカー教室の開催、市内でのポスター、フラッグの掲示などを行い、相互の魅力発信に資する。 	陸前高田市	
		都市間交流事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 友好都市協定を締結した都市を中心として、交流事業を実施することで、物産の販路拡大や交流人口及び関係人口の創出に資する。 	陸前高田市	
		海外友好都市交流事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ アメリカのクレセントシティ市、多様性を重視した国づくりを進めるシンガポール共和国との交流により、インバウンド及び共生社会のまちづくりを推進する。 	陸前高田市	

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市の農業は、県内で最も温暖な気候に恵まれている一方で、リアス海岸に面した狭小な農地をいかに有効活用するかが課題となっている。このため、水稻を主体として果樹、野菜等を組み合わせた複合型農業生産を推進し、地域の基幹産業に位置づけている。

また、東日本大震災からの産業の振興を図ろうと、平成 25 年から地域ブランド米「たかたのゆめ」の栽培に全力を挙げている。

さらには、近年新たに農業経営を始めようとする新規就農者が少しずつ増えており、りんご・ぶどう等の果樹栽培、トマト・いちご・ピーマン等の野菜の栽培などに取り組んでおり、県・市・農業協同組合の三者が連携した支援を実施し、将来の地域の担い手としての活躍が期待される。

一方で、高齢化による農業従事者の減少が深刻になっており、過去 10 年における農家数の変遷を見ると、総農家数が約 5 割減少したほか、基幹的農業従事者に占める 65 歳以上の割合が増加している。また、東日本大震災からの復興事業による農地の転用等により、販売農家の経営耕地面積が減少している。さらに、農家の高齢化や離農が耕作放棄地の増加につながるとともに、鳥獣個体数の増加等により、農作物の被害が深刻化しており、被害防止対策の強化が急務となっている。

表 2-1 農業の状況

年	農家数（戸）				基幹的農業従事者（人）		経営耕地面積【販売農家】（ha）				
	専業	第一種兼業	第二種兼業	自給的農家	65 歳以上		田	畑	樹園地		
平成 17 年	1,841	139	48	747	907	903	326	233	120	42	71
平成 22 年	1,678	171	55	550	902	876	644	280	181	40	59
平成 27 年	1,084	106	30	292	656	540	420	215	130	35	50
令和 2 年	825	29	45	227	524	378	315	-	-	-	-

資料：農林業センサス

イ 林業

令和 7 年度現在、本市の森林面積は、18,443ha で総面積の 79.5% を占め、豊富な森林資源を有している。そのうち、民有林の面積は 17,106ha、民有林に占める人工林の割合は 55% で、県平均の約 40% を大きく上回っている。このように、本市では人工林率の高さが特徴であり、戦後に植えられたスギ等の人工林の多くが利用期を迎え、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用の推進が必要となっている。

また、森林は、木材供給機能のみならず水源涵養や国土保全等の公益的機能を有するなど、市民の安全・安心・快適な暮らしに大きく貢献しているほか、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けては、大気中の温室効果ガス吸収源として森林が果たす役割に大きな期待が寄せられている。

このような森林資源の構成や社会的な要請も踏まえ、「豊富な森林資源の循環利用」と、適切な整備・保全による「森林の有する多面的機能の確保」との両立を図り、森林・林業を持続的かつ健全に発展させながら、森林資源を次世代に引き継いでいくことが求められている。

一方で、木材価格の低迷、林業労働者の高齢化、木材生産のコスト高、森林病虫害や野生鳥獣による被害の増大、主伐後の再造林費用の負担の大きさなどから、林業経営への意欲の減退傾向と林業生産活動の停滞が続いており、結果として、適期の間伐や伐採後の再造林が進まない等の課題が顕在化しており、将来に渡る森林資源の確保及び多面的機能の維持、増進への影響が懸念されている。

また、東日本大震災津波により流出した「高田松原」については、平成 29 年度から令和 3 年度にかけて約 4 万本のマツ苗を植栽し、現在は、下刈りや松くい虫被害の予防のため薬剤散布を行うなど、成長に合わせて適切な森林施業を実施している。マツの健全な成長には長い年月と保育作業を要することから、引き続き関係機関及び民間団体等と連携して取り組む。

ウ 水産業

本市の水産業は、親潮（寒流）と黒潮（暖流）が交わる世界でも有数の豊かな三陸漁場に面した三陸特有のリアス海岸の海や豊富な栄養を湛える川の資源を生活の場として守り育てながら、高度に利用し、水産物の安定供給や地域経済の柱として貢献してきたが、長期化する景気の低迷、産業・社会構造の変革、少子高齢化社会の到来、社会情勢の大きな変化によるエネルギーや原材料価格の高騰などが本市の水産業に大きな影響を及ぼしている。

また、地球温暖化等の影響による海況の変化、全国的に発生している磯焼けや貝毒の発生による漁場環境の変化がもたらす養殖漁業への影響、主要魚種の不漁など水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、東日本大震災後において、殻付きカキなどの一部の水産物は震災前の生産量を上回っているが、水産資源の減少や漁業従事者不足などの影響により、全体的な生産量は減少している状況にある。

東日本大震災により被災した漁港施設については、復旧が完了したものの、漁業従事者の高齢化による作業効率の低下や後継者不足による漁業従事者の減少が問題となっている。

また、サケは岩手県の水産業において重要な位置を占める水産物であるが、近年はその漁獲量が大きく落ち込んでおり、広田湾を含めた本市沿岸海域でも漁獲量は著しく減少し、市内を流れる気仙川では十分な数の親魚の採捕が困難になっている。

このような親魚の採捕数減少が採卵数の減少へと繋がり、結果として放流可能な稚魚が減少するという悪循環となっているほか、近年の海水温上昇によって春先の稚魚放流時期に成育に適した海水温が得られていないため、外洋を北上する十分な体力を持つ個体サイズを得られず、稚魚又は中間魚が北上途中に死滅等をしている主な原因となっていると考えられる。

加えて、全国の沿岸部で進む磯焼けにより、海藻を餌とするアワビの水揚量も落ち込んでいく。広田湾では資源保全の観点から藻場の造成や競合生物であるウニの駆除に取り組んでいるが、一時、収穫の機会である「開口」の制限を余儀なくされたこともあり、その後一時的に水揚量は多少回復したが、再度減少してきている状況である。

エ 商工業

本市においては、農林水産業の第一次産業をはじめとした豊かな地域資源や特色ある産業があり、あわせて、高度な技術を有する企業や事業者等が存在している。しかしながら、小規模事業者が多いことから、産学金官等の連携による資源の高付加価値化や新たな商品開発と販路拡大、そして、六次産業化への取組など、今後更なる地域資源の有効活用を図る必要がある。

震災後、新たなまちの基盤が整備され、中心市街地には大型商業施設や個人商店などの建設が進んでいるものの、取扱いの少ない商品を求めて市外での買い物を余儀なくされている状況も見られる。

また、中心市街地のにぎわいづくりや本市の地域経済の活性化において、まちなかエリアの両側に広がる利用計画が定まっていない個人の宅地や防潮堤背後の被災した土地の利用促進が極めて重要である。

オ 情報通信産業

インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報社会の可能性が大きく広がるとともに情報通信技術も著しく発展していることから、その中におけるスマートフォンやタブレット端末の普及の勢いは、SNS の利用により今後ますます加速することが予想される。

また、新型コロナウイルス感染症の流行以降、急速に電子決済が普及し、本市においても多くの事業者が導入している一方、手数料が大手決済事業者に流出しているという課題も発生している。

カ 企業誘致

本市における既存の誘致企業 9 社は、長引く物価高騰等の影響により業況が悪化していることから、運営の見直しや各種補助メニューなどを活用することにより、雇用を守っている。

しかしながら、地元を離れた高校卒業者や大学進学を機に市外に転出した若者が戻れない状況にあることは、今後の人口減少と就労人口減少に直結する課題でもあり、解決に向けた施策の展開が必要である。

そのため、多業種の企業誘致が重要となり、企業立地に係る用地の条件整備や税制度優遇措置などを含めたマッチングのサポート体制の構築も必要となる。

キ 起業促進

本市は、東日本大震災により市街地が壊滅状態となったことにより、多くの事業者が被災した。震災から 15 年が経過し、新中心市街地として嵩上げ地にも町並みが形成されているが、新たなまちづくりにおいては、新たな事業者や起業しやすい環境の整備が必要である。

また、高校卒業後の進学・就職による市外への転出率も高いため、市内での起業を選択肢とする教育も必要である。

ク 観光又はレクリエーション

本市は、リアス海岸の特徴である自然景観に恵まれ、沿岸部は三陸復興国立公園に指定され

ている。東日本大震災の影響により、観光入込客数が大きく落ち込んだが、令和3年の三陸沿岸道路の全線開通等により高田松原津波復興祈念公園を中心にその数は増加している。一方で、周辺へのアクセスの良さは、近隣都市などへの観光客の流出を助長する要因にもなっている。

また、本市における観光は、滞在時間の短い通過型観光の傾向が強く、地域における経済効果は低い。さらに、市内宿泊施設は、震災からの再建は進んでいるものの、収容数がまだ小さいため、旅行者が市外へ流失することが通過型観光地となっている要因の一つである。

今後、滞在型観光への転換を図るため、受入体制の強化や地域住民との交流を含む国内外旅行者に興味をもっていただける体験型コンテンツの提供、旅行者に対するホスピタリティ向上による地域の観光資源の磨き上げに加え、老朽化した施設の改修・撤去が必要である。

人口減少が進む中、交流人口の増加につながる観光振興は、これまで以上に重要であり、既存観光地や従来のイベント開催、食、震災の事実と教訓の伝承などを活用した観光メニューに加え、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルなどの豊かな自然、歴史・文化・風土に根ざした地域の魅力など、本市特有の観光資源を活かした体験型コンテンツの開発と新たな観光地づくりが求められている。

ケ 雇用

本市においては、多様な職種を選択できる就職先が少なく、地元を離れた高校卒業者や進学を機に市外に転出して卒業した若者が戻れない状況にあり、若者が地元に着定するような雇用の場の創出を進める必要がある。また、求人側が求める人材と求職者が求める職種のミスマッチがあり、就職に結びつかないケースが見受けられることから、市内産業の振興や企業誘致、雇用の場の多様化が求められている。

(2) その対策

ア 農業

引き続きほ場整備事業等の基盤整備事業により、優良農地の維持拡大に努めるとともに、農地中間管理事業を活用した担い手への集積を進め、農業生産力の向上と競争力の強化を図る。

また、農業生産基盤の長寿命化に努める。

震災後減少した樹園地の再拡大に向けて、果樹産地化推進事業による樹園地の整備や優良品種への改植を積極的に推進する。

また、耕作放棄地の増加を食い止めるため、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用を推進し、優良農地の保全に努める。

さらに、鳥獣被害防止対策事業により、農作物を鳥獣被害から守り、農業者の生産意欲向上を図る。

イ 林業

引き続き、市有林の計画的な管理経営、私有林における再造林等の支援、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などに取り組み、健全な森林資源の維持管理に努める。特に、森林病虫害被害対策については、関係機関と連携して被害木の早期発見に努め、国県補助事業を活用した駆

除、樹種転換を進めるとともに、高田松原など特に重要な松林においては薬剤散布による予防を図るなど、総合的な対策を講じていく。

また、自伐型林業の普及推進、林業の担い手の確保・育成、森林施業の集約化、路網の整備、地域材の利用促進等を進めながら、引き続き林業の振興を図るとともに、航空レーザー計測による森林資源解析を進め、取得したデータを林業経営体に提供するなど、先端技術を駆使しながら、担い手不足の解消や森林施業の生産性及び安全性の向上に資するスマート林業の導入を推進する。

さらに、森林クレジットの創出や、企業等の多様な主体による森林保全活動の受入等の新たな取組を進め、「脱炭素社会の実現」への貢献及び森林を通じた関係人口の拡大を図る。

ウ 水産業

情勢の変化に的確に対応するためにも、イベント等におけるワカメ、カキ、イシカゲ貝、サーモン等の広田湾産水産物の PR によって、一般消費者に対し安全、安心、高品質を周知することにより更なる消費拡大を図り、広田湾産水産物の知名度の向上と高い付加価値のあるブランド化を目指すことで単価向上に努める。

また、漁業従事者の利便性を図るための漁港施設整備を推進するとともに、放流種苗の確保及び育成環境の整備のため、サケ・アワビ等の種苗生産施設を有する広田湾漁業協同組合に対し、取水ポンプや循環ポンプ等の基幹設備の定期的な修繕・更新を計画的に実施するための支援を行うことにより、円滑な施設運営による種苗の確保に努める。

エ 商工業

商工業を取り巻く環境は、人口減少や物価高騰の影響により、非常に厳しい経営状況となっている事業者が多く存在するため、引き続き陸前高田商工会と連携を図りながら、各種支援制度の活用促進や経営・融資相談などの拡充に努めるとともに、新たな商品開発や販路拡大、六次産業化などに向け、企業や事業者との連携を図る。また、高田高校ワークトリップ等の産学金官等の連携をより強固にすることにより、資源の高付加価値化や新たな商品開発を図る。

加えて、ものづくりの高付加価値を図るため、新技術・新製品開発を支援し、工業団地や水産加工団地とあわせて被災元地の活用促進に努めるとともに、東日本大震災により大きな被害を受けた中小事業者が、事業を再開する際の整備費用を補助することにより、市内の持続的なにぎわいの創出を図る。

オ 情報通信産業

情報通信技術を活用した販路拡大や経営革新を目指す事業者からの相談が増加傾向にあることから、陸前高田商工会と連携を図りながら、必要な支援を行う。

また、地域通貨の導入に向けても、陸前高田商工会等を連携しながらシステムの導入と普及事業を進める。

カ 企業誘致

地域資源を活用した食産業を重点分野とする産業の集積や、本市の目指す「ノーマライゼー

ションという言葉のいらないまちづくり」に合致する企業の立地を推進するため、国や県との連携を図るとともに、ワンストップ窓口として、庁内関係部署等との調整を行う。

また、企業立地に係る各種支援制度や税制優遇措置の相談等支援を行う。

キ 起業促進

起業に関する相談窓口を設置し、陸前高田商工会との連携により事業計画の策定や資金調達及び経営についての助言・指導を行うとともに、新規起業・事業拡大支援事業費補助金により、市内外の起業家による市内での起業を広く支援する。

また、高校生等の若年層向けに地元の特産品に関する知識の習得や起業に向けた事業計画の作成を支援することによって、将来的に市内における起業家の育成を図る。

ク 観光又はレクリエーション

新たな観光資源の活用として、震災・防災教育や豊かな自然、地域固有の歴史・文化など、多彩な観光資源の一層の掘り起こしを図るとともに、漁業・農業、自然などと連携した体験型コンテンツを構築し、多様化するニーズに対応する。

さらに、観光施設の整備として、障がいのある人もない人も、若者も高齢者も、地域で暮らす全ての人が快適に過ごせる「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」を目指す本市として、全ての旅行客が安心して観光を楽しめるよう配慮した観光施設等の整備を促進する。

観光情報の発信については、市観光物産協会や観光関連団体との連携を図りながら、情報収集と分析を行い、多様化する観光ニーズを捉え、ホームページによる情報提供のほか、SNS等を活用したより効果的でインパクトのある最新情報の提供を行う。

宿泊施設との連携については、既存の宿泊施設や県立野外活動センター、キャンプ場に加え、令和 8 年度に市中心部に完成予定のビジネスホテルと連携しながら、観光客の誘致と滞在時間の長期化を図る。

ケ 雇用

企業誘致の促進による魅力ある就業の場の確保や、関係機関との連携による高齢者や子育て世代、障がいのある方など多様な方のキャリアアップや就労体制の支援を行うことにより、就業の場を確保するとともに、就職情報の提供など市外に住む新規学卒者の U ターンや若年者の地元への就労・定住を推進する。

また、企業の新規採用を促進するため、雇用拡大を図った企業に対する支援を推進する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2	(1) 基盤整備			

産業の振興	農業	ため池改修事業	陸前高田市	
		ため池廃止事業	陸前高田市	
		農業排水路改良整備事業	陸前高田市	
		農業用水路改修整備事業	陸前高田市	
		農業用揚水機更新事業	陸前高田市	
	林業	森林病虫害防除事業	陸前高田市	
		高田松原等維持管理事業	陸前高田市	
	水産業	種苗生産施設支援事業	広田湾漁業 協同組合	
	(2) 漁港施設			
		市管理漁港整備事業	陸前高田市	
		県管理漁港整備事業	岩手県	
	(4) 地場産業の振興			
		地場産業振興施設整備事業	陸前高田市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		観光施設改修事業	陸前高田市	
		黒崎温泉保養センター貯湯槽整備 事業	陸前高田市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	市内農産物普及拡大推進事業 ・ 市内農産物の高品質化と販 売促進活動を実施する。	陸前高田市	
		産直施設整備事業 ・ 市内の産直組合が産直施設 を整備する事業に対して補助 することにより、農業及び水 産業の振興を図る。	陸前高田市	

		<p>広田湾産水産物消費拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般消費者に対し安全、安心、高品質を周知することにより更なる消費拡大を図るとともに、広田湾産水産物の知名度の向上と高付加価値によるブランド化により、単価向上を図る。 	広田湾漁業協同組合	
商工業・6次産業化	6次産業化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内農産物の加工品の開発等を実施し、農産物の販路拡大とブランド化を推進する。 	陸前高田市	
	地域ブランド化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の農林水産物等を原材料とした新たな特産品を開発し、戦略的なPRを展開しながら地産外商や、地域内での地産地消を促進する仕組みづくりにより、持続可能な地域経済の活性化を図る。 	陸前高田市	
	たかたのゆめ普及推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市オリジナルブランド米「たかたのゆめ」の高品質で安定的な生産及び生産体制の強化並びに高価格帯での販売促進のための支援を行う。 	陸前高田市	
	市産業まつり開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内関係団体、企業などが一堂に会し各種商品販売等を行う産業まつりを開催することにより、生産者の生産意欲向上と消費者へのPRにつながり、産業振興が図られる。 	陸前高田市	
	地場産品販路拡大事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏等への地場産品の販路開拓や新規商品開発の支援に要する経費を補助し、地場産品の競争力の強化と外貨獲 	陸前高田市	

		得につなげる。		
		<p>商工会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸前高田商工会が行う経営改善普及事業指導や地域総合振興事業に対し補助を行い、中小企業の経営改善や経営力向上に資する。 	陸前高田市	
		<p>商店街活性化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の施設であるチャレンジショップの維持管理や中心市街地、商店街に対する補助を行い、新規起業者の育成・独立を図るとともに、中心市街地の活性化を図る。 	陸前高田市	
	情報通信産業	<p>地域通貨導入事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で利用できる独自の電子通貨を発行し、地域内での消費拡大と地域資源の有効活用に加え、地域経済やコミュニティ活動の活性化を図る。 	陸前高田市	
	観光	<p>海水浴場総合管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内海水浴場の健全な環境の保持及び公衆の危険防止を目的とし、トイレシャワー棟の維持管理、遊泳区域標識の設置、注意喚起用の放送設備の設置、観光案内所の設置等を実施し、利用者の利便性や満足度を向上させることで、交流人口の拡大及び地域経済活性化を図る。 	陸前高田市	
		<p>観光振興促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の観光資源の発掘や観光コンテンツの磨き上げを行い、パンフレット作成や動画配信等による効果的な情報発信を行うほか、震災遺構を含むガイドの育成及び運用を図る。 	陸前高田市	

		り、観光客の満足度向上を図る。		
企業誘致	企業誘致対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業の誘致活動や既存誘致企業の支援を行い、安定した就労の場を確保することにより、魅力のあるまちづくりを行う。 	陸前高田市	
	企業誘致奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内に新築又は増設により立地する企業に対し、企業立地奨励条例に基づく支援を行う。 	陸前高田市	
その他	ふるさとハローワーク管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとハローワークの維持管理を行うことにより、求職者及び求人者に対し、職業相談、職業紹介サービスその他必要な情報提供を行い、地域住民の雇用対策の充実を図る。 	陸前高田市	
	資格取得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民が資格取得することへの支援を行うことにより、職業能力の向上及び就労機会の拡大が図られ、市内の雇用創出及び産業振興に寄与する。 	陸前高田市	
	がんばる起業家育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 学生向けワークトリップを実施し、市内就労及び起業について学ぶ機会をつくる。 新規起業家に対し補助金を交付し、事業の立ち上げを支援する。 これら事業により市内での雇用拡大、産業の振興及び活性化を図る。 	陸前高田市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	備 考
陸前高田市全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	

イ 当該業種の進行を促進するために行う事業の内容

「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」に記載する内容のとおりとし、産業振興において周辺市町村との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域資源活用総合交流促進施設（川の駅よこた）が築 10 年以上経過し、また、震災後に復旧整備した総合営農指導センターなど 6 施設があり、今後の地域産業の状況等を勘案しながら、適切な保全措置を講ずる必要がある。

産業系施設については、産業振興を図る上でも、地域産業の拠点となることから、その機能を維持し、指定管理者制度の活用等により、効率的な施設管理の検討を行う。

職業訓練校については、新築整備であることから、当面の間通常の維持管理を行うとともに、指定管理者制度の活用等により、効率的な施設管理の検討を行う。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術については、ライフスタイルやワークスタイルの変化などが、社会全体に大きな影響を及ぼしている。この急速な進化に適切に対応し、分野課題を超えた共通インフラ、課題解決の有効なツールとして、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが情報化における恩恵を享受し、地域力、市民生活の向上につなげていく必要がある。

本市の情報通信基盤は、民間事業者が整備した施設と市が整備した施設の貸し出しにより、高速ブロードバンド環境の整備が進められているほか、テレビ難視聴地域にあっては、地域住民により構成された組合等がテレビ共同受信施設を整備しているところであり、各施設の適切な維持管理及び老朽化に伴う改修等が必要となっている。

今後は、既存の情報通信基盤の適切な利活用と併せ、より一層の安心安全なまちづくりを進めていく上で、避難所情報などを的確に伝達するため、効果的に情報を受発信できる公衆無線 LAN などの通信基盤の整備と、これら情報通信ネットワークを活用した行政サービスの充実に向けた取組が必要となっている。

(2) その対策

テレビ難視聴地域の解消及び携帯電話不感地域の解消などを図り、快適な暮らしに向けて情報通信基盤の整備を行うと同時に、安定したサービスを提供し続けるため、適切な維持管理及び既存施設の老朽化に伴う改修を進める。また、地域情報化により一層の推進及び防災時の通信手段として、無線 LAN などを含めた新たな情報通信基盤の整備を行う。

また、情報通信基盤の整備及び普及に伴い、高速移動通信端末や無線 LAN も含めた情報通信技術を活用し、観光・商業・農林漁業などの産業振興、市民生活の利便性の向上及び情報伝達の充実を図るとともに、民間団体等との協働により、デジタル端末の活用講習会等を開催し、高齢者や障がいのある方が ICT に触れる機会を設け、利便性を実感いただきながら、デジタル活用の推進を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域におけ る情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	地域情報化推進事業（ブロードバンド・携帯電話用伝送路の維持管理）	陸前高田市	
		公衆無線 LAN 環境整備事業	陸前高田市	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ共同受信施設整備事業	各テレビ組合	

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本市の交通網は、三陸沿岸を南北に結ぶ国道 45 号と、内陸部の主要都市とを結ぶ国道 340 号及び 343 号を主要幹線とし、主要地方道 2 路線に市道が連絡して形成されている。

主要地方道及び一般県道は国道とともに交通網の基幹をなす路線であり、広域道路としての機能はもとより、国道を補完し日常生活や地域開発を図る上で重要な役割を担っているところではあるが、一部区間においては、急勾配、急カーブ及び幅員の狭い箇所がある。

市道においては、国道及び県道を補完する地域の交通網として、広域的な生活圈域を形成するとともに、各種地域振興策の実現や地域の生活環境の向上を図る上で欠くことの出来ない重要な基盤をなしているところであるが、近年のゲリラ豪雨や地震などの自然災害時においては、落石や法面崩壊などの恐れがある道路法面や、幅員狭小のため救急車などの緊急車両の通行に支障をきたしている生活道路がある。

また、改良整備から相当な年数を経ているため、橋梁、側溝、舗装等の道路構造物及び街路灯の老朽化が著しく、住民の日常生活の安全や快適性を確保するため、道路維持や補修などの環境整備を実施する必要がある。

以上のことから、市民が安全に安心して快適に通行できる新たな道路ネットワークの構築に加え、既存の市道の改良等が必要となっている。

農道の整備については、農地集積の進展によりこれまでより大型の農業機械による作業が行われており、既存の農道は砂利道が主となっていることから、継続的な改良が必要となっている。

林道の整備については、効率的な木材生産を推進し、森林資源の循環利用を活性化させるために重要な役割を果たすものであり、引き続き、山地保全、自然環境保全等を考慮しながら、林道、作業道の基盤整備を図る必要がある。

イ 公共交通

本市の交通体系については、東日本大震災以降、JR 大船渡線 BRT（バス高速輸送システム）をはじめ、路線バス、乗合タクシー及びデマンド交通の運行とともに、新たなまちづくりの状況等に対応しながら、運行経路の見直しやバス停の新設など市民の足の確保に努めており、さらには今後の人口減少社会を見据えた新たな交通手段の実証実験などに取り組んでいる。

鉄道については、津波により鉄路や駅舎が流出した大船渡線気仙沼～盛駅間において、BRT による本格復旧が叶い、市と JR 東日本が一体となって市民ニーズに対応しながら、持続的な交通手段の構築を進めていくこととしている。

路線バスは、市民に最も身近な交通手段であるが、人口減や少子高齢化、マイカーの普及などにより、利用者が減少し、バス事業者の自己努力だけでは路線の維持が困難な状況となっている。

震災以降、被災地域のバス路線確保のための国庫補助を活用しながら、応急仮設住宅・災害公営住宅入居者の移動手段の確保に努めてきたが、この国庫補助は既に終了し、運行経費を抑えた新たな公共交通ネットワークの構築が課題となっている。

今後は、嵩上げ地に再建された陸前高田駅を公共交通の結節点とし、高台部の公共施設や住宅地、低地部の観光拠点などを、多様な交通手段で結ぶこととし、引き続き交通事業者と連携を図りながら、高齢者や障がいのある方々が利用しやすい公共交通環境を構築する必要がある。

さらに、郊外部においては、地域住民同士による支え合い交通の導入を支援し、「おでかけ」機会の創出による高齢者等の生活の質の向上や地域コミュニティの再生につなげていく必要がある。

(2) その対策

ア 道路

国道及び県道については、機能をより高めるための整備促進を関係機関に強く要望し、その実現を目指していく。

市道は、市民生活に身近な基盤であることから、定期点検を順守し、緊急度を勘案した優先順位を決定し、年次的かつ計画的な道路整備を進め、快適な交通環境整備に努めるとともに、歩行者や自転車、車いす利用者等全ての方にとって安心安全で快適に利用できるような道路環境の整備を目指していく。

また、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適正な維持管理を進める。さらに、予防保全型の維持管理を推進し、道路や橋梁の長寿命化を図っていく。

農道の改良整備については、大型農業機械の通行に支障がない路盤構造を確保するため、必要な改修を実施する。また、転作の進んだ地域の幹線農道については、アスファルト舗装による改良を実施し、機能向上と長寿命化を推進する。

林内路網の整備については、林業の作業効率の向上、低コスト生産のため、林道及び森林作業道の開設を進めるとともに、既存林道の路盤改良や維持管理に努める。

イ 公共交通

陸前高田駅を公共交通の結節点とし、「縦軸」として、高台部に再建された県立高田病院をはじめとする公共施設や住宅地、観光振興の拠点となる道の駅高田松原や復興祈念公園などを、グリーンスローモビリティや自動運転車両も含めた多様な交通手段で結ぶことを想定しており、引き続き交通事業者と連携を図りながら、高齢者や障がいのある方々が利用しやすい公共交通環境を構築する。

また、郊外部においては、路線バスやコミュニティバス、デマンド交通などの活用により、全体として、陸前高田駅から放射状に路線を形成する「ハブアンドスポーク型」の公共交通網を構築する。並行して、地域住民同士による支え合い交通の導入を支援していくとともに、AIオンデマンド交通など先進的な技術の導入・活用も視野に検討を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道高見線整備事業 (L=200m、W=4.0m)	陸前高田市	
		市道滝の里線整備事業 (L=1200m、W=4.0m)	陸前高田市	
		市道堂の沢1号線整備事業 (L=600m、W=4.0m)	陸前高田市	
		市道柳沢和方線整備事業 (L=1300m、W=4.0m)	陸前高田市	
		市道柳沢1号線ほか整備事業 (舗装新設21路線、L=4000m)	陸前高田市	
		市道相川新田線ほか整備事業 (側溝改修41路線、L=10000m)	陸前高田市	
		市道嶋部線ほか整備事業 (舗装補修31路線、L=8000m)	陸前高田市	
		市道今泉下矢作線整備事業 (L=2700m、W=8.5m)	陸前高田市	
		市道久連坪線整備事業 (L=1200m、W=7.0m)	陸前高田市	
		市道玉山線整備事業 (L=1200m、W=5.0m)	陸前高田市	
		市道財当線整備事業 (L=800m、W=5.0m)	陸前高田市	
		市道二日市線整備事業 (L=300m、W=5.0m)	陸前高田市	
		市道二又線整備事業 (L=1200m、W=5.0m)	陸前高田市	
		市道黒森線整備事業 (L=400m、W=3.5m)	陸前高田市	
		市道野沢西の沢線整備事業 (L=400m、W=4.0m)	陸前高田市	
	市道上長部線整備事業 (L=500m、W=4.0m)	陸前高田市		
	橋りょう	今泉下矢作線矢作橋ほか橋梁補修 事業	陸前高田市	

	(橋梁補修 25 橋)		
(2) 農道			
	農道改良整備事業	陸前高田市	
(3) 林道			
	林道改良整備事業	陸前高田市	
	林道橋維持補修事業	陸前高田市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	地域間幹線路線バス運行事業 ・ 自治体間をまたいで運行し地域間幹線と位置付けられるバス路線の維持に係る取組を行い、運転免許を持たない高校生や高齢者等、沿線住民の生活の利便性向上を図る。	陸前高田市 関係自治体 運行事業者	
	市内路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー運行事業 ・ 市内を運行する路線バス及びコミュニティバスの維持により、市民の生活の利便性向上を図る。	陸前高田市 運行事業者	
	デマンド交通運行事業 ・ デマンド交通の維持に係る取組を行い、地域住民の生活の利便性向上を図るとともに、郊外部をはじめ未導入地域への拡大を検討することにより、効率的な公共交通網の形成に資する。	陸前高田市 運行事業者	
	地域主体の移動サービス導入支援事業 ・ 大船渡線 BRT 駅から離れた郊外部を中心に、地域住民で支え合う移動サービスの導入を支援し、生活の利便性や福祉の向上を図る。	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路及び橋梁については、市民生活に直結する重要なインフラであり、今後、維持補修費は増加していくものと考えられることから、定期的な点検による現況把握及び計画的な維持修繕により、安全確保とともに改修・更新費用の軽減に努める。

また、橋梁については、限られた予算の中で、道路交通安全性を確保しつつ、維持管理コスト削減を図るため、令和4年9月に策定した陸前高田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、適宜計画の見直しも行う。

農道、林道、臨港道においても、長寿命化に取り組み、計画的な維持管理に努める。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本市の水道は、令和 6 年度末現在において上水道と簡易給水施設 2 地区が整備されており、簡易給水施設 2 地区のうち 1 地区が令和 8 年度に上水道に統合する予定となっている。令和 6 年度の給水人口は 16,052 人で市内の人口減少に比例し給水人口は年々減少し、有収率は 69.4%で市内へ配水した水量の 7 割が料金に算定されるが、残りの 3 割が無効水量となっていることから、漏水等により効率的な配水ができていない。

現在は、有収率を高めるため漏水が多く発生している地域を重点的に水道管の更新を実施しており、併せて未耐震の水道管の更新も実施している。しかしながら、これらの工事の財源として見込んでいた国庫補助金の交付割合が、全国的な更新需要の増加により年々低くなってきており、計画していた更新工事の規模を縮小している状況である。また、本市の配水の要である竹駒水源地と高田配水池が未耐震のままであることから早急な対応が必要な状況となっている。

さらに、本市においては、水道の供給が行き届かない中山間地域が多く、井戸や沢水を生活用水として利用している水道未普及地域が残っているが、近年の温暖化等の環境の変化により水量や水質の確保に不安が残っている。

そして、市内の人口減少により料金収入の減少が予測される中、円安を起因とした物価高により維持管理費も増加しており、健全な事業を維持していくためには、収入と支出の更なる効率化を図っていかねばならない状況である。

イ 下水道

本市の下水道は、住民が衛生的で快適な生活を送るには欠かせないライフラインのひとつであり、将来にわたって維持していかねばならない重要な社会資本である。

本市の下水道事業は、公共下水道事業並びに農業及び漁業集落排水事業の 3 事業を実施している。また、下水道事業計画区域及び集落排水事業区域に該当しない区域については、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のため、浄化槽設置推進事業を実施している。その成果として、住宅の新築やリフォームを行う際には下水道への接続または浄化槽の設置が進み、水洗化率が高水準となっている。

一方で、人口の減少や節水志向の高まりにより、下水道を取り巻く環境は大きく変化し、使用料の減収を見込まざるを得ない状況であり、将来にわたり健全な経営を維持しながら、市民に安定したサービスを提供するため、使用料の改定を実施し、施設の長寿命化を図る取組を行い、持続性の高い手法を用いた施設の維持管理を行う必要がある。

ウ 廃棄物処理

本市の可燃ごみの処理は、平成 23 年度から岩手県沿岸南部地区の 3 市 2 町で構成する岩手沿岸南部広域環境組合で広域的に処理を開始したことから、本市の清掃センターは、可燃ごみの中継施設及び資源ごみのストックヤード施設となったところである。

ごみ量については、震災の影響で大きく減少した後、復旧・復興が進むにつれて増加傾向に

あったが、ここ数年間は人口減の影響からほぼ横ばいとなっている。その一方で、ごみの種類の多様化が進み、廃プラスチックなどについて分別の厳格化が求められていることから、より一層の排出抑制やリサイクルの推進が必要である。

施設については、清掃センターは焼却場として建設されてから 40 年近くが経過し、施設の老朽化が進んでいる。令和 6 年度に陸前高田市一般廃棄物処理基本計画を策定し、その中で、可燃ごみ中継施設(旧焼却場)と資源ごみストックヤードの統合整備を方針として示しており、これに基づいて財源の確保をはじめ整備を推進する必要がある。

同じく最終処分場は、建設から 20 年以上が経過したが、残余容量に余力があることから、安定的な最終処分を確立するため現状の維持管理を継続していくことが必要である。

ごみ収集車においても、経年劣化が進んでおり、逐次更新する必要がある。

エ 消防防災

本市の消防体制は、常備消防の市消防本部・消防署と非常備消防の市消防団から構成されている。常備消防の市消防本部・消防署は、市消防防災センター内に配置しており、市消防防災センターを拠点として消防救急体制の充実・整備を図っている。また、非常備消防の市消防団は市内各町を管轄する 8 つの分団で構成されており、地域に根ざした消防組織として本市の消防体制の重要な役割を担っている。

近年の災害は局地化、複雑多様化しており、さらなる消防救急体制の充実を図るため消防施設・消防設備・救急設備の計画的な整備が必要である。また、人口減少・高齢化のなか消防団員の確保が極めて重要となってくるほか、消防団屯所等の施設及び消防団車両等の設備の充実強化を計画的に図っていく必要がある。

発災時等緊急時の市民に対する避難情報等の伝達手段として、市内に防災行政無線を 171 局整備しているが、地形や周辺的环境音等の影響により、防災行政無線の音声がかえにくい場合があり、市公式ホームページ、SNS、電話による音声サービス、登録制メール等様々な伝達手段を整備しているが、パソコンやスマートフォンは、高齢者の利用が難しいといった課題がある。

(2) その対策

ア 水道

老朽化した既存配水管及び未耐震並びに未耐震施設の更新は、水道事業会計の経営状態を勘案しながら早急に実施し、老朽化した水道管の漏水による断水等の事故対応のため、給水車の整備を図る。また、簡易給水施設利用地域及び水道未普及地域については、現在の生活用水の供給が維持できるよう本市の独自補助事業を実施する。

水道事業の収入と支出の効率化については、収入においては料金の改定、支出においては W-PPP（新たな官民連携）の導入を検討し、健全な経営を維持する。

イ 下水道

処理施設や管路は、河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を守るため、新たな官民連携である W-PPP の導入により、効率的な維持管理と補修により機能の長寿命化を

図りながら、施設の廃止やダウンサイジング、集合処理から個別処理の浄化槽への移行を検討する。

そして、将来の事業環境を適切に予測した経営戦略を定期的に見直すことで、持続的で安定した経営に努める。

また、市内全域への早期の水洗化への移行について働きかけを強化し、浄化槽の設置については、国・県の補助事業に、市独自の加算をした浄化槽設置の補助金を交付し、水洗化を促進する。

ウ 廃棄物処理

ごみ処理においては、引き続き広域化を推進し、排出抑制やリサイクルの推進に向け、広報誌などを活用し積極的な啓発活動を行いながら、ごみの減量を目指す。

施設については、可燃ごみ中継施設と資源ごみストックヤードの統合整備を目指して工事等を実施し、最終処分場は現状の施設の維持管理を継続する。ごみ収集車の更新については、不要車両の売り払いによる財源確保と並行しながら随時進める。

エ 消防防災

消防屯所、消火栓及び防火水槽等の消防施設や、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、高規格救急自動車、消防用車両及び必要な機械器具等の消防設備については、効果的かつ計画的に整備するとともに、消防団員を雇用する事業所等の理解と協力を求めながら、消防団員の確保に努める。

防災行政無線の音声が届きにくい地域の世帯に対し、戸別受信機を貸与することにより、確実な情報伝達に努める。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設			
	上水道	給水車整備事業	陸前高田市	
		配水管更新事業	陸前高田市	
		水道施設耐震化事業	陸前高田市	
	その他	水道未給水地域飲用水共同給水施設整備事業	陸前高田市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共マス設置・公共下水道事業変更計画策定事業	陸前高田市	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業変更計画策定・施設廃止事業	陸前高田市	
	その他	漁業集落排水事業変更計画策定・施設廃止事業	陸前高田市	
		浄化槽設置整備事業	陸前高田市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	清掃センター整備事業	陸前高田市	
		最終処分場整備事業	陸前高田市	
		ごみ収集車更新事業	陸前高田市	
	(5) 消防施設			
		消防ポンプ自動車整備事業	陸前高田市	
		小型動力ポンプ付積載車整備事業	陸前高田市	
		高規格救急自動車整備事業	陸前高田市	
		消防用車両整備事業	陸前高田市	

		消防屯所新築事業	陸前高田市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	戸別受信機整備事業 ・ 主に高齢者を対象に戸別受信機を貸与することにより、避難情報等の効果的な伝達を図る。	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上下水道施設については、既存施設及び設備の老朽化が課題であり、計画的な更新や長寿命化等を行うことにより、トータルコストの削減に努める。このことから、日常的な点検等による適切な修繕を行うほか、経年劣化した管路の更新改修、漏水箇所の改修及び管路の耐震化等に計画的に取り組み、安定的な供給・処理に努める。

また、震災前に整備した公営住宅、消防屯所、清掃センター等については、築30年以上経過している施設が多く、老朽化が進行していることから、適切な措置を講ずる必要がある。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保、児童福祉

本市では、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることを、市まちづくり総合計画の基本政策に掲げ、子育て世帯の負担軽減や子育て環境の充実を図るための各種施策を展開しているが、全国の状況と同様に出生数の減少に歯止めがかからず、少子化が進行している。

一方で、共働き家庭の増加等により保育を必要とする児童の割合は増加傾向にあり、3歳未満児の保育入所率が70%を超えるなど特に低年齢児童の保育ニーズが高まっているものの、保育士の確保や近年の猛暑に対する保育環境の改善が課題となっている。

また、陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定にあたり実施したニーズ調査では、未就学児及び小学生の保護者の約半数が現在の生活にゆとりがないと回答しており、子育ての時期に応じた経済的支援を継続的に実施する必要がある。

子どもの遊び場については、保育施設の園庭開放や既存の屋内施設の活用によって遊び場の拡充に努めているが、子育て世代からは天候に左右されずに遊べる屋内施設の整備を求める意見が多く、安全な遊び場の確保・充実が課題である。

加えて、子どもやその保護者又は妊産婦が、経済的な理由により医療機関等の受診を控えてしまうことが想定されることから、そのような場合でも適正に医療機関等を受診できる環境をつくり、子ども等の心身の健康を保持する必要がある。また、年々出生数が減っていることから、出生数を増やし、若年層が定住し子育てができるように、出産や子育てをしやすい環境を整える必要がある。

イ 高齢者福祉

本市においては、国や県を上回るペースで高齢化が進んでおり、高齢化率は40%を超え、高齢者の独居世帯や高齢者のみ世帯数も増加している。

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らすためには、高齢者だけでなく高齢者を取り巻く地域の支援体制や、地域ぐるみで高齢者が認知症や寝たきりにならない状態の延伸を目標に、健康づくりや介護予防対策を構築する必要がある。

また、既存の介護サービス提供事業所は人材不足が深刻なため、サービス提供や施設整備に影響が生じており、人材確保のための方策や専門職を補完するための体制整備が求められている。

ウ 地域福祉

少子高齢化、核家族化が進み、若者が少ない地域では、地域内での見守りに限界があることから、潜在的な世帯を含め、困りごとを抱えている世帯を把握する体制を整備する必要がある。

公的な保護を必要とする世帯については、自立助長に資する相談・助言・指導を積極的に行い、伴走型支援を充実する必要がある。

エ 障がい福祉

身体障害者手帳の所持者のうち、65歳以上の人の割合は約8割と身体に障がいのある人の

高齢化が顕著となっており、それに伴う生活環境の変化や支援者の高齢化などにより日常生活が困難になった人への支援が必要である。

誰もが安心して住みやすいまちで生活するためには、「心のバリアフリー」を推進し、同じ地域に住む障がいのある人とない人などが互いに理解し合い、思いやりの心を持って支え合って生きる「共生のまち」を実現することが重要である。

また、重度の心身障がいがある人が、経済的な理由により医療機関等の受診を控えてしまうことが想定されることから、そのような場合でも適正に医療機関等を受診できる環境をつくり、障がいがある人の心身の健康を保持し、また、障がいがある人が定住しやすい環境を整える必要がある。

オ 保健

本市が推進する「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」のもと、誰もが笑顔で過ごすことのできるまちづくりを目指しており、具体的な方法として「はまってけらいん かだってけらいん運動」を展開している。ソーシャルキャピタルを醸成することは、全ての施策の効果を高めることにつながり、地域住民が気軽に立ち寄れる場所、いつでもコミュニケーションをとることのできる居場所づくりが必要である。

「健康寿命の延伸」と「個別の疾病予防」の達成のため、「健康づくり推進計画」に基づき、市民と一体となって健康に過ごせるまちづくりを促進しており、体や心の健康だけではなく、個々の幸せや生活の質を高めること、幸福で元気に過ごし、生きがいを持ち、居場所のある生活を送ることを目指す。

母子保健については、核家族化やライフスタイルの変化により育児の協力を得ることが難しい環境や、妊娠、出産、育児に関する負担を抱えやすい状況にあることから、保健、医療、福祉、保育、教育等の各機関の連携のもと、妊娠期から切れ目のないサービスの提供が必要となる。また、ハイリスク妊娠や不安や悩みを抱える妊婦には、個別のニーズに応じた支援を提供するため、早期から各機関と連携した支援が必要となる。

成人保健については、主要死因別の死亡率が過去 10 年において、がんが最も高くなっており、男性は肺がん、女性は結腸がんの死亡率が高くなっている。がんの危険因子には、喫煙、過剰飲酒、身体活動の低下、肥満・やせ、野菜や果物の摂取不足、食塩の過剰摂取等があり、がんを予防するためには生活習慣の改善が重要であるとともに、がんの早期発見、重症化予防のため、定期的に検診を受ける必要もある。

こころの健康については、住み慣れた地域で自分らしく生活するため、「こころの健康づくり計画」に基づき、関係機関と連携しながらこころのケアを継続していく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保、児童福祉

夏季は猛暑の影響により屋外での保育活動が難しい状況にあることから、各保育所の遊戯室にエアコンを設置し、屋内で快適に活動できるよう保育環境の改善を図る。また、蛍光灯の生産終了に伴う保育所の照明設備の改修を行う。

保育所入所中や就学時及び進学時における経済的負担を軽減するための子育て支援策を引

き続き実施し、子育てしやすい環境の推進を図る。

また、子どもの健全育成や子育て環境の充実を図るため、既存施設を活用しながら屋内の子どもの遊び場の整備を進める。

さらに、未就学児、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の者）、妊産婦、ひとり親（親がいない子を含む）への医療費給付事業を実施する。

イ 高齢者福祉

高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、住民同士の支え合いや地域での見守りなどによる日常生活上の多様な支援体制の充実・強化や高齢者の社会参加を推進する。

介護予防から重度化予防までの連続的・効果的な支援を行うことにより、医療・介護・福祉の連携による取組をさらに推進する。

ウ 地域福祉

生活の困窮や社会的孤立などの問題を抱えている人を早期に支援できるよう、民生委員や社会福祉協議会との連携をさらに深めることにより、相談機能の充実を図る。

自分に適した仕事に就けるための支援体制を推進することにより自立を促進する取組を継続し、自立した生活を営むことができるよう、引き続き関係機関との連携を図る。

エ 障がい福祉

障がいのある人が、自宅で安心して生活できるよう、障がい福祉サービスの利用促進を図る。

障がいのあるなしに関わらず、人々が交流できる機会を増やすことにより、互いに助け合える関係の構築を図るとともに、障がい特性などに関する情報を提供することにより、障がいに対する理解を促進していく。

また、障がいのある人について検討する際に、当事者が参画できる体制づくりを促進していくとともに、SDGsの観点を踏まえた共生のまちづくりを推進していく。

さらに、重度の心身障がいがある人への医療費給付事業を実施する。

オ 保健

母子保健については、各種健診、教室の開催、相談事業、訪問を実施することで妊産婦支援の充実を図り、思春期教育の推進や関係機関の連携により、全ての家庭が安心して妊娠・出産・育児を行うことができるように切れ目のない支援や情報を提供する。

成人保健については、特定健康診査やがん検診を実施することで生活習慣病を早期発見し、合併症や重症化の予防を重視した活動を推進するほか、発症リスクの高い人を対象に個々の課題に合わせた個別及び集団支援を実施するとともに、「血圧」「血糖」「運動」「アルコールと喫煙」「口腔衛生」に重点をおき、健康教室や栄養教室を地域住民と協働で開催し、健康知識の普及啓発を図り、市民の生活習慣の改善を支援する。

こころの健康については、こころの健康問題の深刻化防止のため、こころのケアを必要とするケースに対し、関係機関と連携しながら早期に関われる体制づくりを構築するとともに、「集い・話す」ことでお互いのこころの癒やしとなり、こころの健康づくりにつながることか

ら、各種サロンや教室を開催し、住民が集える居場所づくりを推進する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育施設整備事業	陸前高田市	
	(2) 認定こども園			
		保育施設整備事業	陸前高田市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子育て世帯応援事業 ・ 副食費及び第2子以降保育料の無償化、子育て応援クーポン券交付などを継続実施することにより子育て世帯の負担の軽減を図り、出生数の増加に資する。	陸前高田市	
		未就学児、子ども、妊産婦、ひとり親家庭等医療費給付事業 ・ 経済的な理由による医療機関の受診控えを 방지、適正な医療を確保し、心身の健康を保持するため、子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対し医療費を給付する。	陸前高田市	
高齢者・障がい者福祉	高齢者等生活支援事業 ・ 在宅要介護認定者のうち、介護状態が4、5の状態にある座位保持が難しい方の在宅生活を支援するために、自宅から医療機関受診時の外出支援を行うことで、自立した生活の確保とその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。	陸前高田市		

		<p>高齢者日常生活用具給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等に日常生活用具等の貸与又は給付することで、日常生活の安全確保と緊急時における迅速な対応と不安解消を図るとともに、家族の介護の軽減を図る。 	陸前高田市	
		<p>配食サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事を届けながら健康状態や安否確認等の見守りを実施することで、高齢者の孤立を防止し、高齢者の不安を軽減する。 	陸前高田市	
		<p>高齢者等見守り事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上のひとり暮らしの方、日中ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯等に緊急通報用携帯機器を無料で貸し出すことで、急病などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることができるとともに、日常生活に対する不安を軽減する。 	陸前高田市	
		<p>介護・障がい者施設職員奨学金返還支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の介護・障がい施設で働く職員を支援する取組として、奨学金を返還している職員に対し、返還に係る費用の一部を補助する。 	陸前高田市	
		<p>重度心身障がい者医療費給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的な理由による医療機関の受診控えを防ぎ、適正な医療を確保し、心身の健康を保持するため、重度心身障がい者に対し医療費を給付する。 	陸前高田市	

健康づくり	不妊治療支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療を受けている方に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図る。 	陸前高田市	
	未来かなえネット推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 全ての家庭が安心して妊娠・出産・育児を行うことができるよう、未来かなえ機構に運営補助等を行う。 	陸前高田市	
	こころの健康推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 「集い・話す」こととお互いのこころの癒やしとなり、こころの健康づくりにつながることから、住民が集える居場所づくりを推進する。 	陸前高田市	
	思春期保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 性とコミュニケーションをテーマとし、ストレスとの向き合い方・男女の考え方の違い・男女の違いや性マイノリティを偏見なく認め合うことの大切さ・性感染症の経路と予防・居場所の大切さについて普及啓発する。 	陸前高田市	
その他	市民交流プラザ運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 災害公営住宅に併設している市民交流プラザを運営し、市民交流プラザに相談員を配置することで、孤立・孤独を抱えている住民の居場所と相談体制を確保する。 	陸前高田市	
(9) その他				
		子どもの遊び場整備事業	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

一部の保育所は、築 20 年以上が経過していることから、適切な措置を講ずる必要がある。

また、保育施設は、乳幼児が日常的に使用する施設であることから、日常点検及び計画的な予防修繕により、建物の長寿命化についても検討を行う。

保健・福祉施設は、シルバーワークプラザが築 20 年経過しており、震災後に整備した介護・福祉サービスサービスサポートセンターと併せて、高齢化による需要の増加が予想されることから、機能維持と長寿命化について適切な措置を講ずるとともに、効率的な施設管理の検討を行う。

保健福祉総合センターについて、機能維持と長寿命化について適切な措置を講ずるとともに、効率的な施設管理の検討を行う。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の地域医療は、2つの病院と6つの診療所があるが、内科及び歯科以外の診療科については近隣市の医療機関を受診しなければならない場合もあるため、十分な診療体制とは言えない状況である。また、県立高田病院の一部診療科において常勤医師の不在という事態が慢性的に続いていることから、地域住民が安心して暮らせる医療環境の充実が必要である。

高齢化率は40%を超え、高齢者の独居世帯や高齢者のみ世帯が増加していることから、未来かなえネットを活用することにより、受診のみならず災害時にも気仙管内の医療機関や消防等による情報連携が可能となっている。

国民健康保険二又診療所、広田診療所は、地域医療を担う市内の医療機関のほとんどが市の中心部にある中で、地理的な隔たりや、利用し得る公共交通機関の乏しい地域住民にとって、最も身近な医療機関として利用されており、疾病対策や介護予防、往診や訪問診療を通じて、地域の医療と介護の連携に重要な役割を担っている。

今後想定される医師の高齢化等に伴う退職に適切に対応するためにも、住民が安定した医療サービスを受けられるよう医師の持続的な確保が必要である。

(2) その対策

県立高田病院の常勤医師不在の診療科について、医師の配置について県に対し要望を継続するとともに、地域医療の確保を図るため、県や近隣市と連携しながら医師の養成を行う。また、市民が安心して生活できるよう、在宅当番医制の運営及び未来かなえネットの運営支援を行う。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	市町村医師養成事業 ・ 県や近隣市と連携しながら医師の養成を行い、地域医療の確保を図る。	陸前高田市	
		在宅当番医制運営事業 ・ 市民が安心して生活できるよう、在宅当番医の運営補助等を行う。	陸前高田市	
		医師養成奨学資金貸付事業 ・ 市が設置する医療機関及び保健施設において医療に従事しようとする方に対して、奨学資金を貸し付けることにより、修学を容易にし、医療機関等の医師の確保を図る。	陸前高田市	
未来かなえネット推進事業 ・ 受診のみならず災害時にも気仙管内の医療機関や消防等による情報連携が可能なことから、未来かなえ機構に運営補助等を行う。		陸前高田市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療施設のうち、二又診療所は、築40年以上経過し老朽化が進んでいることから、公共施設と一体的に整備を行う。

医療施設については、地域の医療環境充実のため必要不可欠な施設であることから、適切な点検・改修による機能維持や長寿命化の検討を行う。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

近年、様々な要因から、心のサポートを必要とする児童生徒の割合が高い状況にあり、不登校児童生徒数も年々増加しているため、家庭支援を含め多面的な視点から継続して支援していく必要がある。また、通常学級において、支援を必要とする児童生徒が相当数おり、個に応じた学習や生活面での支援が課題であり、巡回支援相談員を配置し、保育所・保育園と小学校の訪問を通して、保小連携を推進し、支援を必要とする児童の早期発見及び早期支援を図ることが重要となっている。

特色ある学校づくりとして、学校と保護者、地域の連携を推進し、それぞれの学校の特徴を活かした教育の推進が求められているほか、急速なグローバル化により、外国語学習がこれまで以上に重要視されており、外国語指導助手を配置し、小中学校を巡回して指導補助を行っているが、十分な回数には達していない。

また、児童生徒への1人1台タブレットの導入等、急速な情報化社会に対応できるよう情報活用能力の育成が求められており、ICT教育環境の整備と教職員の活用能力推進が課題となっている。

通学環境においても、小中学校の統合により遠距離通学となった児童生徒に対し、スクールバスを運行するとともに、通学路の安全確保について、関係機関と連携しながら通学路合同点検を実施し、危険箇所を把握・改善する必要がある。

学校施設のうち、築年数が40年を超える施設が増えてきていることから、計画的な改修を実施することが必要となっている。

学校給食については、児童・生徒の生涯を通じた健康づくりの基礎を培うための、正しい食生活習慣の形成を図り、心身ともに健康な人間の育成を目指す重要な教育活動の一環として、安心安全な学校給食の提供を目指している。近年では食を取り巻く社会環境の変化などに伴い、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れが生活習慣病の要因になるなど国民的課題となっていることから、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼす成長期の子どもたちの健全な食生活のため、栄養バランスや衛生管理等が重要となっている。

しかし、施設・機器の老朽化が進み、不具合の発生や、耐用年数を過ぎた設備備品等もみられるようになっており、安心安全で安定した学校給食の提供に支障が出るおそれが高まっている。

イ 生涯学習

生活意識の変化や価値観が多様化する中、市民の学習に対する需要が高まり、その内容も多様化・高度化している。

市民の学習ニーズや現代社会、地域社会の課題等に対応した生涯学習を推進するためには、関連機関、関係諸団体等との連携・協働により、幅広い年齢層に対応した学習機会の提供と学習活動の充実を図ることが必要である。

ウ 生涯スポーツ

各施設は整備後比較的新しい施設ではあるが、経年劣化等により修理や部品交換等が少しずつ発生している状況にある。

また、被災した体育交流施設の再整備が完了し、市民の生涯スポーツ活動の場を確保することができるようになったところであるが、一般の利用者をはじめ、各種競技別協会から、復旧した体育交流施設の設備改善を求める声は多く、より活用しやすい施設にするための改修、更新整備が必要である。

市民の生涯スポーツの振興においては、市民による各種スポーツ団体の活性化がその基盤となるが、震災による活動の場の縮小や、人口減少・少子高齢化等による担い手不足から活動は停滞しており、各種競技大会や選手の育成支援などにも影響している。このような状況から、青少年の健全育成や生涯スポーツなどスポーツ振興を図るため、個別施設計画にのっとった計画的な更新整備等により良好な施設を長期にわたり維持していく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

スクールカウンセラーを配置し、心のケアを図るほか、巡回支援相談員を活用しながら、保育所・保育園と小学校の連携を図り、支援を必要とする児童の早期発見・早期支援に努め、児童生徒一人ひとりに即したきめ細やかな指導の推進を目指す。

学校運営に保護者、地域住民の参画を進め、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進する。地域振興に寄与する人材を育てるため、高等学校教育の支援を行う。

また、国際化時代に対応していくため、外国語指導助手等の活用や異文化体験を通し、国際理解教育をより一層推進していくほか、ICT教育環境の整備に努め、活用能力の推進を図っていく。

適正規模化による学校統合に伴い、通学距離が遠くなる児童生徒の通学支援のためスクールバスを運行するとともに、交流学习や職場体験学習、社会科見学などに対し、バスを運行し学校教育活動の支援を図る。

学校施設については、校舎等の改修工事、プール改修工事及び校舎等の照明 LED 化、エアコン設置工事を実施する。

学校給食の提供に必要な設備備品等の不具合の発生頻度や耐用年数等を踏まえ、更新計画の策定及び設備備品の更新を行う。

イ 生涯学習

生涯学習情報の提供や生涯各期に応じた学習機会の充実を図り、生涯を通じた学びの環境づくりや、その成果を活かすための体制づくりとして、「地域人材の育成と活用」に向けた取組を進める。

また、市民一人ひとりが主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための「コミュニケーションの場づくり」を推進するとともに、地域参画への促進に向けた取組を進める。

ウ 生涯スポーツ

スポーツドームの建築・電気・機械設備の更新や大規模改修により、長期的に施設を維持することで生涯スポーツ活動の拠点を充実させる。また、高田松原運動公園の芝管理用機材や機材を格納する資材置場を整備し、公園内の芝面や緑地帯等の適正な維持管理を行うことにより、利用者の利便性を向上させ、一層のスポーツ振興を図る。

体育交流施設個別施設計画にのっとり、計画的に改修、更新・整備を進めることで、長期的に施設の状態を良好に保ち、生涯スポーツに親しむ環境の整備を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小中学校校舎改修事業	陸前高田市	
	屋内運動場	小中学校屋内運動場改修事業	陸前高田市	
	屋外運動場	小中学校屋外運動場改修事業	陸前高田市	
	水泳プール	小学校プール改修事業	陸前高田市	
	給食施設	学校給食センター設備更新事業	陸前高田市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	総合交流センター改修、更新整備	陸前高田市	
	体育施設	スポーツドーム改修、更新整備	陸前高田市	
		高田松原運動公園改修、更新整備	陸前高田市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	児童発達支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回支援相談員を配置し、保育所・保育園と小学校を巡回し、連携を図り、支援を必要とする児童の早期発見・早期支援に努め、児童生徒一人ひとりに即したきめ細やかな指導を推進する。 	陸前高田市	

義務教育	語学指導外国人青年招致事業	<ul style="list-style-type: none"> 外国語指導助手を配置し、定期的に小中学校を巡回することにより、児童生徒の英語への興味関心を高めることにより国際理解教育を推進する。 	陸前高田市	
	教育研究所研究事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会を市内小中学校に設置し、学校運営に地域住民等の参加を促進し、地域と一体となった特色ある学校づくりを図る。 	陸前高田市	
	緊急スクールカウンセラー等派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士等を市内小中学校に派遣し、児童生徒の心のケアを図る。 	陸前高田市	
	児童生徒遠距離通学等事業	<ul style="list-style-type: none"> 統合等により遠距離通学となった児童・生徒の通学支援のためスクールバスを運行する。また、交流学习、職場体験学習等学校教育活動の支援を図る。 	陸前高田市	
	教育情報ネットワーク推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内小中学校における ICT 教育環境整備を推進し、ICT 活用能力の向上を目指す。 	陸前高田市	
	高等学校	高等学校教育振興奨励費事業	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上と地域振興に寄与する人材を育成するため、市内の高校を支援するもの。 	陸前高田市
生涯学習・スポーツ	地区公民館事業	<ul style="list-style-type: none"> 地区公民館を活動拠点とし、地域住民が生涯を通じて学び続けられるよう環境の整備を図る。 	陸前高田市	

	その他	地域学校協働活動推進事業 ・ 地域と学校が連携・協働し、 様々な教育活動や教育環境の 充実を図る。	陸前高田市	
--	-----	--	-------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校教育系施設のうち、学校は、半数の5施設で築30年以上が経過しており、耐震上は支障がないことを確認できているが、児童生徒が日常的に利用する施設であり、規模も大きいことから、適切な措置を行う。また、学校給食センターは、築20年以上経過しており、給食提供のため衛生管理や機能維持が必要不可欠であることから、適切な保全措置を講ずる必要がある。

学校教育系施設については、日常使用施設であり、職員等の目が届きやすいことから、日常点検及び計画的な予防修繕を行うことにより、建物の長寿命化について推進するとともに、統合により用途廃止した施設の利活用について検討を進める。

学校については、陸前高田市学校施設長寿命化計画に基づき適切な維持管理を行うとともに、適宜計画の見直しも行う。

総合交流センター及び高田松原運動公園は震災後に新築整備したものであることから、当面の間通常の維持管理を行う。

一方で、スポーツドームは、築20年以上が経過しており、機能維持と長寿命化について、適切な保全措置を講じる。

陸前高田市体育交流施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、適宜計画の見直しも行う。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市では、これまで市内 11 地区に組織されたコミュニティ推進協議会を中心としたまちづくりを進めてきたが、時代とともに市民の生活様式が都市型の個人主義的な考え方へ変化し、さらには震災被害による自治会等の解散、住宅再建に伴う他地域からの移転者の増加、ライフスタイルやワークスタイルの変化、少子高齢化などを要因に、地域の連帯感の希薄化や自治活動の機能低下等、地域コミュニティ形成への影響が懸念されている。

誰もが笑顔で生き生きと過ごせる、市民が主役のまちづくりを進め、地域社会の維持、存続を図っていくためには、地域づくりの活動の拠点としてだけでなく、災害時には避難所としての役割を担うなど、重要な役割を果たす施設であるコミュニティセンターや自治会館などの適切な整備及び改修のほか、住民相互による地域間交流を促進するとともに、様々な団体との共通認識のもと、地域課題の解決に向けたまちづくりを進めていくことが必要である。

(2) その対策

地域づくりの活動の拠点や災害時の避難所等の機能を有した各地区コミュニティセンター、自治会館等の整備及び既存施設の老朽化に伴う改修を進める。

また、活力ある地域社会の形成のため、コミュニティ推進協議会、自治会、福祉、教育、防災、環境など目的別の団体との協働・連携に努め、市民と行政が互いに地域課題を的確に把握し、共通認識のもと対等の立場で主体性と責任を持った自主的な取組による地域づくり活動事業への支援を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		コミュニティ施設改修事業	陸前高田市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域交付金事業 ・ 地域住民が地域課題の解決に自ら積極的に取り組み、創意工夫することにより持続性の高い活力ある地域コミュニティの形成を図るため、コミュニティ推進協議会が行うコミュニティ形成に資する。	陸前高田市	
	まちづくり団体活動補助事業 ・ まちづくり団体が自主的・		陸前高田市	

		主体的に行うまちづくり事業を支援し、まちづくり活動の推進及び地域活性化を図る。		
		自治会館等整備事業費補助事業 ・ 自治会等が自治会館を整備、改修する場合の費用を支援するもの。	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

震災後に新築整備された5施設（市民文化会館など）については、当面の間、通常の維持管理を行う。

一方で、市民文化系施設の多くは、築30年以上経過したものが多く、老朽化が進行していることから、平常時の利用の安全性に加え、災害時における防災拠点施設としての機能確保のため、適切な保全措置を講ずる必要がある。

市民文化系施設については、各地域における市民活動の拠点施設であることから、地域の実状等を踏まえた管理の検討を行う。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 芸術・文化

高度に進展する情報化社会の中で心の豊かさや情操教育が求められており、市民が広く芸術文化に触れる機会や優れた芸術文化を鑑賞する機会の拡充が必要である。

本市の芸術文化活動は、市民芸術祭をはじめとする各種活動を実施しており、潤いのある市民生活を創出していくため、市民が自主的・主体的に参加し、創造する活動を促進するための環境づくりが必要である。

イ 文化財

東日本大震災津波で全壊した岩手県指定有形文化財「旧吉田家住宅主屋」の復旧事業が完了し、令和7年5月に一般公開を開始した。

津波で被災した部材を回収して文化財の復旧に使用した前例は無く、今後の維持管理については江戸時代からの伝統を受け継ぐ気仙大工左官の技術が欠かせない。中でも茅葺き屋根の定期的（5年毎）な葺き替えにあたり、職人不足と材料不足が深刻な課題となっている。

今後、職人と材料を市外から調達しなければならず、その都度事業費が嵩むことが予想される。

(2) その対策

ア 芸術・文化

市民が芸術文化活動に取り組む機会を拡充するために、発表の場の提供や活動支援を行い、振興・発展を図るとともに、児童生徒に優れた芸術鑑賞の機会を提供し、豊かな感性の醸成に努める。

イ 文化財

世界でも希な復旧事業の成果を観光資源とし、旧吉田家住宅主屋が有する魅力を広く発信していく。

大学や地域と連携して各種講座を開催し、職人の後継者養成に繋げるとともに寄附金の呼びかけも行っていく。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	美術品展示保全施設整備事業	陸前高田市	
		旧吉田家住宅主屋維持管理事業	陸前高田市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	芸術文化振興事業 ・ 市民が広く芸術文化に触れ、自ら参加する機会を設けることで、市内の文化振興発展を図る。	陸前高田市	
青少年芸術鑑賞事業 ・ 小中学生に優れた芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな情操の陶冶と健全育成を図る。		陸前高田市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

震災により被災した図書館及び博物館は新築整備であることから、当面の間、通常の維持管理を行う。

引き続き運用を続ける仮設博物館については、築35年以上が経過し、老朽化が進行していることから、施設に必要とされる機能を検討した上で、適切な保全措置を講じる。

11 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

世界的な脱炭素化の流れを受けて、国は令和 2 年度に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 3 年度に「地球温暖化対策推進法」の改正に加え、「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。その中で、温室効果ガスの排出を「2030 年度において 2013 年度比で 46%削減し、さらに 50%削減の高みに向けて挑戦すること」と削減目標を掲げており、脱炭素に向けた再生可能エネルギーの導入促進が求められている。

本市においても、令和 4 年度に CO2 排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」となることを宣言し、令和 6 年度に「陸前高田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を「2030 年度において、2013 年度比 55%の削減」としている。また、令和 6 年度に環境省「脱炭素先行地域」に選定されており、地域に裨益する再生可能エネルギーの推進や、資源の地域内循環に取り組み、温室効果ガスの排出削減と脱炭素化の実現を目指す必要がある。

(2) その対策

市民の環境に対する意識の高揚及び再生可能エネルギー（太陽光、木質バイオマス、風力等）を活用した設備の普及を図るため、その設置費用の一部を助成する。

民間事業者等との連携を通じて、地域に裨益する太陽光、木質バイオマス、小水力等の再生可能エネルギー設備の導入を促進し、エネルギーの地産地消を進める。また、陸前高田市循環型地域づくり推進協議会の実施等を通じて、森林資源、再生可能エネルギー等の地域資源の地域内循環に向けた取組を検討し、実行する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	新エネルギー設備導入促進事業 <ul style="list-style-type: none"> 市内住宅における住宅用太陽光発電システムや木質バイオマスエネルギー利用設備（ペレット・薪ストーブ）の導入に対する助成を行い、環境負荷の少ない循環型社会を構築する。 地域脱炭素推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 脱炭素先行地域計画等の推進により、カーボンニュートラルの実現と脱炭素を通じた 	陸前高田市	

		地域活性化を図る。		
		地域循環型エネルギー推進事業 ・ エネルギーにおける循環型 地域づくりを推進するため、 再生可能エネルギーの利活用 促進等、新エネルギーの普及 啓発等を行う。	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置及び維持管理を推進する。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然環境の保全・再生

東日本大震災の影響で、高田松原が消失するなど、本市の環境は大きく変化した。また、住環境やコミュニティも震災前と比べて大きく変化し、震災前に実施していた清掃活動や環境教育の一部ができない状況にある。

加えて、昨今のゲリラ豪雨など、河川や急傾斜地の保全が急務となっており、土砂災害や洪水などの発生を抑制するとともに、環境保全に努める必要がある。

イ SDGs（持続可能な開発目標）の取組の推進

少子化や人口減少の進行、経済・社会のグローバル化の進展、市民の価値観やライフスタイルの多様化、地球規模の環境問題が懸念される中で、本市を取り巻く環境はさらに厳しい状況となることが予想される。

本市は、東日本大震災の影響で、多くの尊い人命と貴重な財産が失われるなど未曾有の被害を受けたところであり、各種復興事業に継続して取り組んできたものの、ソフト面を中心とした復興を成し遂げるには、今後も相当の期間を要する状況となっている。

このような状況の中、持続可能な自治体運営を行うためには、地域の魅力を再認識しながら、先人の残した恵まれた自然と歴史や伝統あるまちを、次の時代を担う子どもたちに引き継いでいかなければならない。

ウ 震災の伝承と交流人口の拡大

東日本大震災から時間が経過するにつれ、当時の経験の記憶や教訓が薄れつつある。震災の悲劇を二度と繰り返さぬよう、高田松原津波復興祈念公園、津波伝承館、震災遺構、3.11 仮設住宅体験館、旧吉田家住宅主屋などの東日本大震災関連施設を積極的に活用し、後世に伝承していくとともに、一人でも多くの人に防災減災の重要性を伝えることが本市の使命であるため、広く市内外をターゲットとして、防災減災に関する情報発信に取り組むことにより、交流人口・関係人口の創出・拡大をはかる必要がある。

(2) その対策

ア 自然環境の保全・再生

清掃活動や自然観察会などを通じた自然環境保全意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域の連携による小中学生への環境教育を推進する。

イ SDGs（持続可能な開発目標）の取組の推進

「SDGs 未来都市」に選定されている本市としては、SDGs 未来都市計画にのっとり「誰一人取り残さない社会の実現」を目指す SDGs の推進に取り組み、17 の目標達成に向け、子どもから高齢者、障がい者やひとり親世帯、外国人、LGBTQ+など誰もが生活を楽しみ、働き、スポーツする新しいまちをつくりだし、インクルーシブな活動の支援者や市外からの交流者が増大していくことで、新しい事業機会の創出につなげ、民間企業や各種団体などを巻き込みながら、

市内で働く場と働く人を増やしていく。

心のバリアフリーを推進し、障がいのある人となない人などが互いに理解し合い、思いやりの心を持って、ともに支え合って生きる「共生のまち」を実現すること、市民同士の交流のほか、国内外から多くの人々が訪れ、市民との交流が活発に行われる「交流のまち」を実現すること、さらに、人口減少が進行する中、次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、活力と活気に溢れる「持続可能なまち」を実現することで、まち全体がユニバーサルデザインに配慮した「全ての人にやさしいまち」を目指す取組を進めていく。

また、ポスト SDGs となり得る次の持続可能な到達目標に向けて、市としての方針や事業内容の検討を進め、普及促進活動や事業を展開していく。

ウ 震災の伝承と交流人口の拡大

東日本大震災の経験を活かした防災減災プログラムの開発と実証を行い、ICT を活用した防災減災ツアーや研修、仮設住宅での生活を体験できる施設や被災した部材を使用しての復旧を行った県指定有形文化財などによる震災の伝承活動、そのほか震災に関連した講座等を展開することで、「防災減災を学ぶフィールドの構築による交流人口及び関係人口の創出・拡大」を実現し、地域外からの人や消費を呼び込み、地域・経済活動を活性化させることで、本市の持続的発展へとつなげる。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業			
		SDGs 普及啓発等推進事業 ・ 「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すSDGs の達成に向けた取組を推進することで、次世代につなげる共生と交流のまちの実現を目指すもの。	陸前高田市	
		ICT を活用した「防災減災を学ぶフィールドの構築による交流人口及び関係人口の創出・拡大」 ・ 東日本大震災の経験をいかした防災減災プログラムの開発、実証を行い、ICT を活用した防災減災ツアーや研修、講座を展開することで、地域外からの人や消費を呼び込	陸前高田市	

		み、地域、経済活動を活性化させ、持続的発展へとつなげるもの。		
		3.11 仮設住宅体験館活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災の教訓を伝承し、防災減災の重要性を多くの人に伝えるため、震災当時の仮設住宅での生活を追体験できる施設として、活用を図る。 	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

3.11 仮設住宅体験館は、震災時に実際に活用されていた仮設住宅を移築整備したものであることから、適切な維持管理及び保全措置を講じる必要がある。

議案第3号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

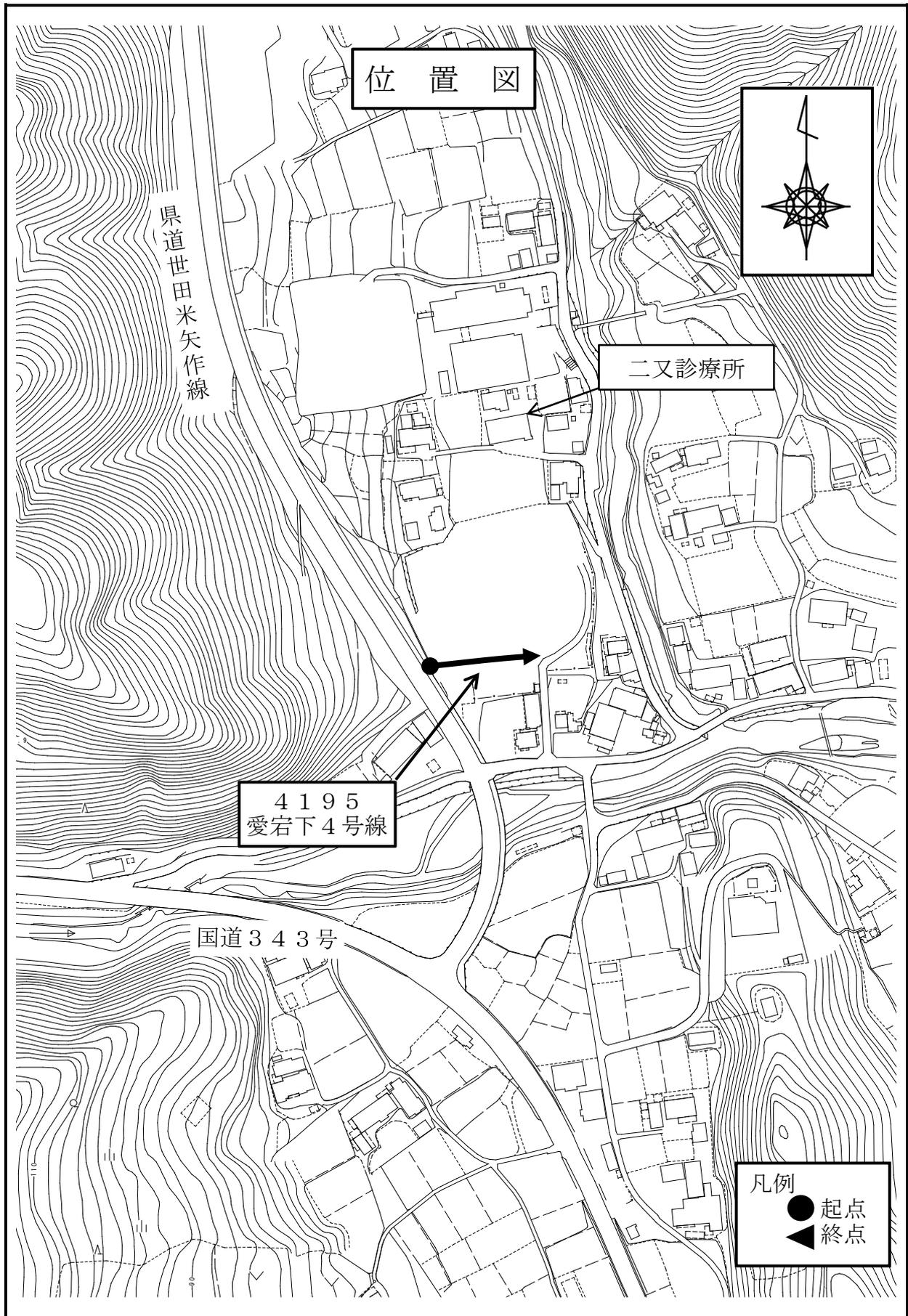
整理番号	路線名	起 点（地番）	総延長 (m)	重要な 経過地
		終 点（地番）		
4195	愛宕下4号 線	矢作町字愛宕下11番4	60	
		矢作町字愛宕下11番1		

令和8年2月19日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

市道路線を認定しようとして提案するものである。



議案第4号

陸前高田斎苑火葬炉等改修工事の変更請負契約締結について

令和6年6月14日に議会の議決を得た陸前高田斎苑火葬炉等改修工事の請負契約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 陸前高田斎苑火葬炉等改修工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市高田町字太田地内
- 3 請 負 者 陸前高田市横田町字志田実3番地11
株式会社長谷川建設
代表取締役社長 長谷川 順 一

4 変更内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	269,500,000円	292,479,000円

令和8年2月19日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

陸前高田斎苑火葬炉等改修工事の変更請負契約を締結しようとして提案するものである。

陸前高田斎苑火葬炉等改修工事変更概要

1 工事変更内容

- (1) 自家用電気工作物の年次点検結果に基づく高圧ケーブル等の取替えに伴う
電気設備工の増
- (2) その他建築工事の追加による増

2 工期の変更

令和8年5月31日まで延長

議案第5号

市道狩集久連坪線歩道整備工事の変更請負契約締結について

令和7年2月26日に契約の変更に関し議会の議決を得た市道狩集久連坪線歩道整備工事について、請負契約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 市道狩集久連坪線歩道整備工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市横田町字狩集地内ほか
- 3 請 負 者 陸前高田市横田町字志田実3番地11
株式会社長谷川建設
代表取締役社長 長谷川 順 一

4 変更内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	648,203,600円	800,574,500円

令和8年2月19日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

市道狩集久連坪線歩道整備工事の変更請負契約を締結しようとして提案するものである。

市道狩集久連坪線歩道整備工事変更概要

工事変更内容

- 1 農業用水の排水系統の確保に係る側溝工の追加による排水構造物工の増
- 2 伏流水対策及び農業用水の確保に係る水替工の追加による仮設工の増

議案第9号

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第43号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

予防接種事務のデジタル化に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
～（略）～			～（略）～		
2 市長	～（略）～		2 市長	～（略）～	
<u>3</u> 教育委員会	～（略）～		<u>3</u> 市長	<u>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
			<u>4</u> 教育委員会	～（略）～	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
～（略）～			～（略）～		
2 市長	～（略）～		2 市長	～（略）～	
<u>3</u> 教育委員 会	～（略）～		<u>3</u> 市長	<u>予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>4</u> 教育委員 会	～（略）～	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

陸前高田市小規模給水施設設置条例の一部を改正する条例

陸前高田市小規模給水施設設置条例（昭和63年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

米崎町佐野地区における上水道の整備に伴い、佐野地区簡易給水施設を水道事業に統合させるため、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市小規模給水施設設置条例の一部を改正する条例

陸前高田市小規模給水施設設置条例（昭和 6 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
(設置) 第 3 条 小規模給水施設を次のとおり設置する。		(設置) 第 3 条 小規模給水施設を次のとおり設置する。	
名称	給水区域	名称	給水区域
<u>佐野地区簡易給水施設</u>	<u>米崎町佐野地区</u>		
<u>佐沼山地区簡易給水施設</u>	<u>横田町舞出地区</u>	佐沼山地区簡易給水施設	横田町舞出地区
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

陸前高田市国民健康保険税条例（昭和 32 年条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

国民健康保険税の税率を改定しようとして提案するものである。

陸前高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

陸前高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から、同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.4</u>を乗じて算定する。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から、同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.25</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 \ \ \ (略)</p>	<p>2 \ \ \ (略)</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,100円</u>とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,800円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p>
<p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条及び第26条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条及び第26条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>22,300円</u></p>	<p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条及び第26条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条及び第26条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>21,400円</u></p>
<p>(2) 特定世帯 <u>11,150円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>10,700円</u></p>
<p>(3) 特定継続世帯 <u>16,725円</u></p>	<p>(3) 特定継続世帯 <u>16,050円</u></p>

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円
- (2) 特定世帯 3,750円
- (3) 特定継続世帯 5,625円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,300円とする。

(減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.35を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,200円
- (2) 特定世帯 3,600円
- (3) 特定継続世帯 5,400円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7,600円とする。

(減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る

所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について21,070円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に従い、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,610円

(イ) 特定世帯 7,805円

(ロ) 特定継続世帯 11,708円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,070円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,250円

(イ) 特定世帯 2,625円

(ロ) 特定継続世帯 3,938円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,910円

カ \ \ \ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世

所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に従い、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,980円

(イ) 特定世帯 7,490円

(ロ) 特定継続世帯 11,235円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,040円

(イ) 特定世帯 2,520円

(ロ) 特定継続世帯 3,780円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,320円

カ \ \ \ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世

帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について15,050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,150円

(i) 特定世帯 5,575円

(ii) 特定継続世帯 8,363円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,050円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,750円

(i) 特定世帯 1,875円

(ii) 特定継続世帯 2,813円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,650円

カ \ \ \ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について6,020円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,460円

(i) 特定世帯 2,230円

(ii) 特定継続世帯 3,345円

帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について10,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,700円

(i) 特定世帯 5,350円

(ii) 特定継続世帯 8,025円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,600円

(i) 特定世帯 1,800円

(ii) 特定継続世帯 2,700円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,800円

カ \ \ \ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について4,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,280円

(i) 特定世帯 2,140円

(ii) 特定継続世帯 3,210円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,020円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,500円

(8) 特定世帯 750円

(9) 特定継続世帯 1,125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,260円

カ \ \ \ (略)

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,515円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,525円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,050円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,515円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,525円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,440円

(8) 特定世帯 720円

(9) 特定継続世帯 1,080円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,520円

カ \ \ \ (略)

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,120円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,125円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,875円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

5,050円

3,750円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の陸前高田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第12号

陸前高田市介護保険条例の一部を改正する条例

陸前高田市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

家族介護用品支給事業及び家族介護慰労金支給事業について、それぞれ介護保険法で定める市町村特別給付及び保健福祉事業により実施するため、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市介護保険条例の一部を改正する条例

陸前高田市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市が行う介護保険) 第1条 、、、(略)</p>	<p>(市が行う介護保険) 第1条 、、、(略) <u>(市町村特別給付)</u> 第1条の2 <u>市は、法第62条に規定する市町村特別給付として、家族介護用品支給事業を行う。</u> 2 <u>前項に定めるもののほか、市町村特別給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u> <u>(保健福祉事業)</u> 第1条の3 <u>市は、法第115条の49に規定する保健福祉事業として、家族介護慰労金支給事業を行う。</u> 2 <u>前項に定めるもののほか、保健福祉事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

文化財保護条例の一部を改正する条例

文化財保護条例（昭和53年条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

陸前高田市文化財保護審議会を設置するため、所要の改正をしようとして提案するものである。

文化財保護条例の一部を改正する条例

文化財保護条例（昭和53年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第6章</p> <p>第7章 補則（第43条） 第8章 罰則（第44条—第47条）</p> <p>第2章 市指定有形文化財 （指定）</p> <p>第4条 、、、（略） 2 、、、（略） 3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、<u>陸前高田市文化財調査委員（以下「文化財調査委員」という。）</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4～6 、、、（略）</p> <p>第3章 市指定無形文化財 （指定）</p> <p>第21条 、、、（略） 2 、、、（略） 3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、<u>文化財調査委員</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4～6 、、、（略）</p>	<p>目次 第1章～第6章 <u>第7章 陸前高田市文化財保護審議会（第43条—第49条）</u> <u>第8章 補則（第50条）</u> <u>第9章 罰則（第51条—第54条）</u></p> <p>第2章 市指定有形文化財 （指定）</p> <p>第4条 、、、（略） 2 、、、（略） 3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、<u>陸前高田市文化財保護審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4～6 、、、（略）</p> <p>第3章 市指定無形文化財 （指定）</p> <p>第21条 、、、（略） 2 、、、（略） 3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、<u>陸前高田市文化財保護審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4～6 、、、（略）</p> <p><u>第7章 陸前高田市文化財保護審議会（設置）</u></p> <p><u>第43条 文化財の保存活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、重要な事項を調査審議するため、陸前高田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>（組織）</u></p> <p><u>第44条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者から教育委員会が任命する。</u></p> <p><u>（任期）</u></p> <p><u>第45条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>（会長及び副会長）</u></p> <p><u>第46条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。</u></p>

<p>第7章 補則 (委任) 第43条 \ \ \ (略) 第8章 罰則 (罰則) 第44条～第47条 \ \ \ (略)</p>	<p>2 <u>会長及び副会長は、委員の互選とする。</u> 3 <u>会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</u> 4 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> <u>(会議)</u> 第47条 <u>審議会の会議は、教育委員会が招集する。</u> 2 <u>審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u> 3 <u>審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>(庶務)</u> 第48条 <u>審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</u> <u>(雑則)</u> 第49条 <u>前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</u> 第8章 補則 (委任) 第50条 \ \ \ (略) 第9章 罰則 (罰則) 第51条～第54条 \ \ \ (略)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(陸前高田市文化財調査委員設置条例の廃止)

2 陸前高田市文化財調査委員設置条例（昭和36年条例第22号）は、廃止する。

議案第14号

陸前高田市火災予防条例の一部を改正する条例

陸前高田市火災予防条例（昭和37年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

<p>備の位置、構造及び管理の基準については、 第3条（第1項第1号及び第10号から第 <u>15号</u>までを除く。）の規定を準用する。 （住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防 を推進するため、次に掲げる施策の実施に努 めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発 見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に 資する住宅用防災機器_____そ 他の物品、機械器具及び設備の普及の促 進</p> <p>(2) \ \ \ (略)</p> <p>2 \ \ \ (略)</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第49条 火を使用する設備又はその使用に際 し、火災の発生のおそれのある設備のうち、 次の各号に掲げるものを設置しようとする者 は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出な なければならない。</p> <p>(1)～(6) \ \ \ (略)</p> <p>(7) _____サウナ設備（個人の住居に設けるも のを除く。）</p> <p>(7)の2～(15) \ \ \ (略)</p>	<p>備の位置、構造及び管理の基準については、 第3条（第1項第1号及び第10号から第 <u>12号</u>までを除く。）の規定を準用する。 （住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防 を推進するため、次に掲げる施策の実施に努 めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発 見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に 資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>そ 他の物品、機械器具及び設備の普及の促 進</p> <p>(2) \ \ \ (略)</p> <p>2 \ \ \ (略)</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第49条 火を使用する設備又はその使用に際 し、火災の発生のおそれのある設備のうち、 次の各号に掲げるものを設置しようとする者 は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出な なければならない。</p> <p>(1)～(6) \ \ \ (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるもの を除く。）</u></p> <p>(7) <u>一般</u>サウナ設備（個人の住居に設けるも のを除く。）</p> <p>(7)の2～(15) \ \ \ (略)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第15号

被災資料修理技術開発基金条例

被災資料修理技術開発基金条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

被災資料修理技術開発基金を設置しようとして提案するものである。

被災資料修理技術開発基金条例

(設置)

第1条 東日本大震災によって被災した博物館資料の修理技術の開発から試験、作業の標準化及び修理まで一貫した作業を実施するため、被災資料修理技術開発基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、岩手県の被災ミュージアム再興事業費補助金その他の収入をもって充て、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的に反しない範囲において、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。